

第十九回国会 参議院厚生委員会會議録第十三号

昭和二十九年三月十一日(木曜日)午後一時二十九分開会

委員の異動

本日委員松本昇君辞任につき、その補欠として谷口弥三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛一君
理事 大谷 澄潤君
常岡 一郎君
藤原 道子君

委員

高野 一夫君
谷口弥三郎君
中山 壽彦君
西岡 ハル君
横山 フク君
廣瀬 久忠君
竹中 勝男君
湯山 勇君
堂森 芳夫君
有馬 英二君

政府委員

厚生政務次官 中山 マサ君
厚生省医務局長 曾田 長宗君
厚生省社会局長 安田 巖君
厚生省児童局長 大宰 博邦君
引揚援護庁次長 田辺 繁雄君
事務局側
常任委員 草間 弘司君
常任委員 会専門員 多田 仁巳君
会専門員

本日の會議に付した事件

○未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○医療法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○派遣議員の報告

○委員長(上條愛一君) 只今から厚生委員会を開きます。

委員の異動を御報告いたします。三月一日付で松本昇委員が辞任せられて、その後任として谷口弥三郎君が選任せられましたので御報告いたします。

○委員長(上條愛一君) それでは未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の御説明をお願いいたします。

○政府委員(中山マサ君) 只今議題となりました未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律の提案理由について、御説明申し上げます。

未帰還者の留守家族及び未帰還者が帰還した場合における援護につきましては、第十六回国会において、未帰還者留守家族等援護法が成立し、昨年八月一日から施行され、国の責任において各種の援護が行われるに至つたことは、これらの方々の心情と生活の実情に顧みて、誠に喜ばしいことであります。今回、援護の措置を更に強化するため、この法律の一部を改正することについて、御説明申し上げます。

第一に、従来の遺骨埋葬経費は、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は戦争裁判受刑者の死亡の事実の判明した場合のみ支給されてきたのでありますが、右以外的一般邦人未帰還者の死亡の事実が判明した場合においても、その遺族に對してこの経費を支給することが遺族の心情にも、また国民感情にもかなるものであると考えられますので、この際、その名称を葬祭料と改め、右の一般邦人未帰還者をも含め、未帰還者の死亡の事実が判明した場合には、この経費をその遺族等に支給することとした次第であります。

第二に、遺骨引取経費は、遺族がない場合においても、葬祭を行つた者があれば、その者に支給することができるとなりました。即ち、この経費は遺骨の引取を行つた場合の経費であり、その遺族がない場合においてもその近親者等が葬祭を行つたために遺骨を引取る場合におきましては、この経費を支給することが適當であると考へられますので、このように措置する次第であります。

第三に、未帰還者留守家族等援護法は、沖繩地域にも施行されているわけであり、同地域のおかれていた特殊の状態のために、法の実上の適用が極めて困難な状況にあり、当初から法が円滑に適用されていたと同様の効果を生ぜしめるより特別の措置を講ずることが適當と考えられ

ます。右の措置を講ずるに當つては極力現地の実情に即するよう配慮の要がありますので、これを政令で定めることができるようにいたした次第であります。

第四に、従来外務省において実施いたしておりました一般邦人未帰還者の調査業務は、明年度から厚生省に移管されることになりましたので、これを機会に厚生省の附属機関として、従来の留守業務部を改編し、これを未帰還調査部とし、旧軍人軍属未帰還者等の調査業務等と併せて未帰還者等の調査を一元的に実施する等の措置をいたすことが適當であると考えられますので、厚生省設置法に所要の改正を行うことといたしました。

第五に、未帰還者留守家族等援護法の施行に伴い一般職の職員の給与に關する法律の一部が改正され、未帰還の国家公務員は未帰還中の給与を支給されないことになり、従つて国家公務員共済組合法の組合員たる資格を失ふこととなり、又、未帰還の地方公務員についても、国家公務員の例によりその給与が定められている關係上同様の事情になりますので、従来の実績を保障する意味におきまして、これらの未帰還者に引続き組合員たる資格を保持せしめるようにするため、国家公務員共済組合法に所要の改正を行うことといたしました次第であります。

○委員長(上條愛一君) 次に、政府委員から細部の御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(田辺繁雄君) 未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案につきまして、只今提案理由として御説明のありました点につきまして、更に補足的に御説明を申し上げます。

第一点は、従来遺骨埋葬経費として未復員者及び特別未帰還者に支給せられておりましたものを、名前を葬祭料に直して一般邦人にまでこれを拡張して支給しようとするわけであり、名前を葬祭料に改めましたのは、一般邦人にまで拡張してやるといふことになり、必ずしも遺骨があるわけではございませんので、むしろ葬祭料とすることが実体に合ふのではないかと考へております。

それから一般邦人に拡張いたしましたのは、死亡の事実が判明いたして参りました場合に、遺族の気持ちを考慮すると、せめて葬祭料を差上げて死没者のお祭りをしつて頂く、こういう気持ちを現わしたいという考へでございます。この点は昨年この法律を制定されたときに、当委員会において御審議になつたときに強い御希望、御要望もございましたので、その線に沿ひまして研究の結果、こういうふうに措置いたしました次第でございます。

次に、遺骨の引取りでございますが、現在の条文によつと不備な点がございまして、遺骨埋葬経費のほうに

は遺族がない場合においては、その葬祭を行つてこれを支給すると書いてございまして、遺骨引取のほうにはそれが抜けておるものですか、これを入れまして、葬祭経費の支給の範囲と遺骨引取の支給の範囲と一致させた次第でございます。

第三点は、沖繩に対するこの法律の適用についての特例を設けた点でございますが、この法律は当初から沖繩に施行に相成つております。ただいろいろの関係から実際の法律を沖繩について動かして行くというところが、いろいろの関係から延び／＼になつております。而もこの留守家族手当については本人からの届出及び申請がないという、支給されないことになつております。而も申請のあつた翌月から支給されるということになつておるもので、法律の適用が我々のほうのいろいろ都合で遅れておる関係上、留守家族が実際上金をもらふ時期が遅れることになりまして、特別の措置を作りまして、最初からこの法律が適用されておつたと同様の効果を生ずるような特例を設けたい、かような考え方でございまして、詳細は政令に譲りまして、一定の期間内にこの改正法が施行になつた、或いは一定の期間内に届出のあつた場合には、当初から届出があつたと同じように措置をしたい、こう考えます。留守家族援護法を施行いたしました際にも普及徹底の期間等がありますので、届出がこの法律の施行後一定期間内にあつたときは、翌月からでなしに当初から支給するという条文がございまして、それを更に拡張いたしまして、沖繩の場合には特別の措置を講じたいという考えでございます。

次は未婚遺者の調査についての機構の問題でございますが、これも昨年の法律が当委員会へ審議されましたときに附帯決議が付きまして、調査を徹底的にやるためには、どうしても外務省と厚生省とに分かれておるこの調査業務を厚生省に一元化してやれ、こういう御決議がございまして、この線に沿ひまして措置をいたしたのでございまして、御承知の通りこの法律によりまして、国は未婚遺者の状況の調査究明に努めなければならぬと規定されたのでございまして、従来は一般邦人については外務省、元軍人軍属については厚生省、この二元に分れてやつております。而も地方においては都道府県の世話課が一本でやつておりますので、中央において行われておるのは何かと不便でございますので、そのためにいろいろと調査上不行届が生じて参つておりますが、この際これを一元化したしまして、徹底的な調査を進めて行くように努力いたしたい。こういう考えでございます。

次は未婚遺者の公務員についての共済組合法上の資格の持続に対する特別措置でございますが、未婚遺公務員も従来は共済組合員の資格を持つておりましたので、その家族に対しましては、療養等の特別の恩恵があつたのでございまして、ところが昨年この法律ができましたに伴ひまして、未婚遺公務員は自然共済組合の組合員の資格を失うという結果になりましたので、誠に御気の毒でございますので、従来の実績を保障するという意味におきまして、主管省であります大蔵当局にお願ひいたしまして、かような取扱ひをして頂くことになつておるのでございます。これによりまして未婚遺者の家族に対する、従来とつておりました組合からの療養のいろいろの恩恵というものを、そのまま継続して受けられると考える次第でございます。

まあ大体この法律案の概要は以上の通りでございますが、この法律は公布の日から施行になつておりますので、問題は昨年中、ソ連からお帰りになりました結果、死亡の判明した方があるわけでございまして、そういう方に対しては、一般邦人に対して葬祭料というものが支給されないことになつておりますので、外務当局と相談をいたしまして、その辺は行政措置といたしまして、葬祭料相当のものを差上げるというふうにいたしたいと考えております。以上でございます。

○委員長（上條愛一君） 次に、医療法の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず政府委員から御説明をお願いいたします。

○政府委員（中山マサ君） 只今議題となりました医療法の一部を改正する法律案についてその提案の理由を御説明申し上げます。

医療法におきましては、病院について傷病者の収容加療を主たる目的とする医療機関としての性格を明示し、その有すべき医療関係者の数、施設等につきまして特に一定の基準を設けておるのに対して、診療所につきましては、原則としてこれらの規制を行わず、その第十三条において、診療所の管理者は、原則として同一の患者を四十八時間を超えて収容してはならないこととしておるものであります。ただ、医療法制定の際、病院の分布の状況等に鑑みまして、同法の附則において第十三条の適用について特例を設け、更に、昭和二十六年法律第二百五十九号、診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律を以て同法の適用を本年十一月十一日まで猶予してきたのであります。先に申し上げました通り、病院は患者を収容し、診療することを建前として設けられ、組織されておる、従つて、収容を要する患者は病院において診療することが一般的に言へば望ましいことではあります。診療所は、診療を要する患者がある場合には、診療所にのみ診療が必要である場合も少なくないものであります。特例法による猶予期間終了後医療法第十三条を適用いたしますことは、国民医療上却つて支障をきたす虞れがあると認められますので、今回医療法第十三条そのものを改正して、診療所止むを得ない場合の外は、診療所の管理者は、同一の患者を四十八時間を超えて収容しないように努めなければならぬこととし、同条違反に対する罰則を削除することとした次第であります。

なお、右の改正に伴ひ、診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律を廃止することとしたしております。

以上が本法案の提案理由であります。何とぞ御審議の上速かに可決されるようお願い申し上げます。

○委員長（上條愛一君） それでは政府委員がまだお見えでないようでありまして、細部説明をあとにいたしましたと思ひます。

○委員長（上條愛一君） 次に審査の順序を変更いたしました。派遣議員の報告をお願いいたします。と思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（上條愛一君） 御異議ないと認めます。それでは第一班から御報告をお願いいたします。

○竹中勝男君 御報告申し上げます。今日は堂森委員が御欠席のようでございまして、私が御報告申し上げます。

私たち第一班は、竹中、堂森両議員が多田専門員を同行して、去る三月一日から四日間岐阜県、大阪府に出張して視察いたしましたのであります。今回の視察は御了承の通り、生活保護の実施状況、特に最近医療扶助費の支払が全国的に遅延いたしました、いろいろの問題を提起しております。実情を調査するのが目的でございます。なお、この機会を利用して、第二義的に保育所の経営状態並に各府県における中央に対する要望事項等をも調査して来たのであります。今日は生活保護実施状況特に医療扶助の実情を中心として調査いたしましたので、この点を御報告申し上げます。

先ず岐阜県におきまして生活保護の状況について申述べますと、昭和二十八年九月現在の被保護者、詳しい数字はそれは省きたいと思ひますが、いづれ書類にして差上げたと思ひますが、大まかな数を申し上げます。二万二千五百四十二世帯、それで被保護者は五万八千六百五十一人、平均一・八三%、全国平均の二・二五%に比較すると非常に低率でございます。保護費の支出額は、昭和二十七年は四億四千二百万円、そしてその四七%は生活扶助

で、四六%は医療扶助になつております。その残りの七%が他の項目になつております。昭和二十八年年度におきましては、本年一月まで十カ月分でありまして、四億一千万円、そしてそのうち生活扶助が四一%、医療扶助が非常におりまして、殊に二十八年の五、六両月頃から、医療扶助費が著しく増加しております。これはどういふような状況かと申しますと、二十七年の四月の支払実績の基準を一〇〇としますと、この実績に対して二十八年五月が六五四、六月が実に一、〇三〇になつておられます。七月以後は大抵毎月六〇〇台になつております。これを見ますと、医療扶助費の支払が社会保険診療報酬支払基金に委託託の制度をとりましてから、これが増加してきた傾向を認めなければなりません。昨年六月に激増しておりますのは、この制度が切替になりましたために、従来の滞つておりました診療費の請求が一時に殺到したものであると思われのではありませんが、併しながらその後も依然増加の傾向を示しております。即ち減少していません。これは県当局も医療扶助費の増加の原因は、この理由にはつきりわからないけれども、とにかく増加の傾向がある。恐らく概して国民の経済事情が悪化してあることによるものであらうという説明でございました。比較的経済事情の変動の少ない農業地帯では、必ずしも激増というふうな点が見られないからであります。又県の医師会の代表の方とも面談いたしましたのでありますが、医師会側の見方としては、近來被保護者が入院する傾向が非常に多くなつておる、これが一つ、それからもう一つは精神病患者が非常に増加してある。これは主として国立病院、日赤病院、その他公的な医療機関に入院するのでありますからして、その数が増加したというところの理由にもなるという説明でございました。公的病院が独立採算制度をとつておりますこともこのいふふうになつて来た原因である、公的病院が独立採算制度をとるといふことになつたことが一つの原因とも考えられるのでございます。医師会はこのいふ傾向を、勿論このいふ弊をもう少し、病人があれば入院させ、こゝろを防止するために、これは岐阜県も大阪府も同様でございます。したが、全国的に何か入院の基準、何か客観的にこゝろ／＼こゝろ／＼者が入院できるという基準を定めて、公平に取扱をできるようにして欲しいという要望がございました。これは非常に大切な点であらうと思ひます。

それから医療扶助費の支払というところは、府県財政が比較的裕福である関係上、岐阜県のごときは大變成績がよいのであります。一般の医療扶助費は県費を以て立替えて、本年の二月分まで支払を済ませております。但し国立病院、県立病院、市立病院という公的病院、公立病院については、昨年の十一月の診療分から支払を停止しております。これは明年度の予算が成立すれば無論支払をするわけでありまして、特に医療扶助の問題について特に問題になるというふうな点は本県にはございません。又医療機関からの支払請求も、国立病院は二月月ぐらゐ遅れておりますが、一般医師からの請求は現在のところ滞滞してない模様であります。

保護費の執行、特に医療扶助の適正な実施については、厚生省からの通牒がありまして、又行政管理庁の行政監察もありまして、県当局も特に注意をしておるようでありまして、従つていわゆる激給といふことのないように県においても極力努めておる様子が見られるのであります。即ち濫給という事実はないようでございます。前述のような公的病院への入院関係が多少問題に思ひますが、併し今日の情勢に照らしてみても、不公平な取扱がないようにするといふことが非常に重要であらうと思つた次第であります。

この人員、入院の数字などは省を以て、それからもう一つの大切と思ひます点は、医療扶助だけを受けているいわゆる単給の分が、他の扶助を受けております併給されておるものよりも増加の傾向が強いといふことであります。即ち医療扶助だけを受けておるところの被扶助者が多くなつて行く傾向を示しております。これは今日やはり社会経済、国民経済、ことに消費経済の非常に困難になつて来たといふことを示すものであり、一度病気になる場合においては、医療費といふものにおいて今日の国民医療生活水準が限度に来ておるといふことを私どもは理解させられるわけでありまして。

それから開始と廃止の状態を見ますと、二十七年十月から、二十八年九月までの状態を見ますと、開始が約五千五百五十五世帯でありまして、毎月被保護者の異動は約三分の一であります。ところがだん／＼前半期と、後半期と、昨年の、二十七年の十月から二十八年の九月、一か年の内容を分析してみますと、後半に参りますと廃止が少なくなりまして、開始のほうが多くなつておるようでありまして。これは他のほうも大体こうだと思ひますが、即ち廃止よりも開始が殖えておる。即ち医療扶助を受けるところの者の数が実態的に多くなりつゝあるという傾向は、私どもがやはり注意を要するところの点であらうと存じます。

以上が岐阜県に関するものでございしますが、大阪府につきましても御報告を申し上げますと、先ず生活保護においで申上げますと、二十八年十二月現在におきまして被保護者は約三万七千八百人でありまして、保護率は一・八三%、これも又全国平均二・二五%に比較すると非常に低いのであります。大阪府も被保護率は低いのであります。

昭和二十八年四月から二十九年一月までの生活保護費の支出関係を見ますと、生活保護費の支出額は十五億九千九百九十九万円でありまして、その五七・四%が医療扶助費であります。非常に医療扶助のほうに、生活保護関係の支出額の中で多くを占めておるのであります。そうして生活扶助は三六・二%、六・四%がその他の項目の扶助費であります。岐阜県よりも更にこの医療扶助の占める率が非常に大きいわけでありまして。

大阪府におきましても、医療扶助費は従来支払が数カ月滞滞してありましたが、社会保険診療報酬支払基金に委託託の制度ができてから、即ち大阪府は昨年の八月からと言われておりますが、大体これが整理されております、従来滞つておりました医療機関からの請求も翌月から出されるようになつて、支払額も従来は七、八千万円でありましたものが一億円以上になつております。支払状況も非常によいのであります。一般の医療機関に対しては、府費を立替えて、一月分まで全部済んでおります。但し、国立、府立等のような公的な医療機関の分は、昨年十一月分まで、十二月分からは支払が停止されております。これは岐阜県の場合におけると同じように新年度の予算において支払われるわけでありまして。

昨年十二月の医療扶助を受けた被保護者は一万八千八百人で、そのうち医療扶助を他の扶助と併給しておるもののが七千九百六十人、五三%、又単給、医療扶助だけを受けておりますものが一万八百五十四人、即ち五七%、従来よりこの方がだん／＼単給の医療扶助だけを受けておる被保護者数が多くなつておる。即ち入院患者が多くなつておるといふ同一の傾向を示しておるのであります。大阪府におきましても更に同一の傾向としましては精神病患者が増加しておる。そしてそれが又医療扶助費の増大しておる原因の一つになつておると思われまして。

大阪府の見込みとしましては、二十九年年度においては更に医療扶助費が増加するものであると考えます。従つて漏給をなくすると同時に今後とも濫給を防止して適正な運営を期しておる。医師会のお話も伺ひました。医師会長も堂本さんの関係で有力なお医者さんたちもお見えになつて生活保護法に関する医師会の意見を非常によく聞くことができたが、医師会の意見としては何ら医師会としてトラブルはない。むしろ立替払を府当局がして下さる御

協力に対して好感を持つておるといふ状態であります。やはり入院率が高いということも、即ち医療扶助に關してもこれはやはり相当研究すべき問題だと思ひます。

又厚生省の通達もあります。又行政監察組織もしつかりできておりまして、濫給や漏給という点については末端の福祉事務所にもこれを徹底しておる様子が、我々福祉事務所を尋ねましても窺えたのであります。福祉事務所としては城東の福祉事務所に参りました。この福祉事務所の状態では受付件数の約一割を却下してあります。即ち十分の嚴重な審査を事務所長以下ケース・ワーカーがやつておる。

従つてこれは比較的公平にやつておるので、不服の申立が殆んどありません。ただ濫給という場合に、こゝろは注意をすべきだといふ御意見です。即ち生活保護を開始して後に収入があつた部分についての申告というものが、必ずしも迅速に又正確になされぬ虞れがある。そういう意味において濫給という点についてやはり研究注意する必要があるといふことが一つと、もう一つは朝鮮人の生活保護に關する問題であります。

す。いわゆる生活擁護攻撃というやうな形で集团的に安定所に向つて強要するといふやうな形が、やはり朝鮮の人がたくさん集团的におる地区においてはこゝろ問題があります。これに關連して皆さんに御注意して頂きたいことは、安定所で伺つたこととあります。が、その近所にある共產系の診療所が比較的親切にやるんだそうです。それでこゝろ人たちがこゝろを通して申請して来る、申出て来るという傾向があ

るといふことです。これは事のよしありしといふことを申上げておるのではななくて、とにかくこの非常な困る人あるいは半島人に対してこゝろ診療所が親切であつて好評を得ておるといふことです。言葉を変えて言へば他の診療所よりもこゝろが受けがいいといふことについては、やはり他の診療所についてもよほど、これはこゝろの目的が本當に社会福祉の増進といふこととやないかも知れないけれども、とにかく親切で信用を得ておつて、こゝろに相談に行つてこゝろのところが仲介になつて安定所に連絡をするといふ事実があるといふことを御報告申上げて御研究願ひたいと思ひます。

それから保育所の保護費が国庫補助に切替へられましたために、援護率三〇%を以て運営するより政府から指示されましたので、府県においては昭和二十七年中における援護率をそのまま適用しますと多額の赤字を生ずることを恐れました。私的契約児童からの徴収額、収容定員、ミルク給食実施の有無などを検討して、各保育所ごとに適合した事務費あるいは事業費の限度を決定しております。又措置児童の扶養義務者から徴収する負担金の取扱については、収入の認定は生活保護法に準じて行います。最低生活費は生活保護法の生活最低認定額に一・三五を乗じた額を最低支払額と認定して、現に生活保護法の扶助を受けているものと及び収入認定月額が支出認定月額に満たないものは全額免除にし、余剰額のあるものはそれ、その余剰額に充てて減免をいたしております。

岐阜県の保育所は百九十九カ所、入所児童は二万四千ほどありますが、定

員の約一割を超過して入所せしめております。数字については、これは大阪府も岐阜県にいたしても、定員はやはり一割から二割の超過で、今日現実に入所されております。従つて定員を厳守するといふときには相当問題があります。岐阜県の場合には保育所のごときは、定員を厳格に守れば今年入れなければならぬ児童を殆んど入れることができないといふやうな施設も出ておるのであります。この岐阜県にしましては大阪府にしましては、岐阜県にしましては殊に農山村地帯が非常に多いのでありまして、そのために児童一人当りの措置費は六百四〇くらいで比較的少く、その援護率は五五%となつております。これにつきまして国庫補助金交付済額は四千四百九十一万円で赤字が六百九十六万円を生じております。目下この赤字補填は政府に要求中になつております。

大阪府は岐阜県と多少異りまして、市部が大きく郡部が少いたために児童一人当りの措置費が千二百円以上を必要とするために赤字の額も更に大きくなつて来まして、現状のような援護率では保育所の閉鎖、幼稚園への切替、保母の件費の不払いといふやうな問題が将来に起らないとも限らない、こゝろ状態にありまして、両府県とも、岐阜県にしまして、大阪府にいたしましては、この援護率を六〇%以上に引上げて欲しいといふ強い要望がございまして、

大体かいつまんだ報告でございますけれども、以上を以て報告を終ります。○委員長(上條愛一君) 次に第二班の御報告をお願いいたします。

○西岡ハル君 第二班は常岡委員と私、それに専門員室から長谷川調査員が同行いたしまして、福島、茨城両県下における生活保護法の実施状況などを視察して参りました。私からその概略を御報告申し上げます。

先ず福島県の概況から申し上げます。本県生活保護法の実施状況、本県人口約二百七万人のうち、昭和二十八年十一月現在における被保護者数は五万七千四百三十四人、一万七千四百五世帯でございます。保護率は一、〇〇人に対して二七・六八人と相成つております。これは全国平均二二・五に比して相当高率であります。同月中旬において生活保護を開始したものの五百四十五世帯、千六百二十人でありまして、保護を廃止したものが四百四十世帯、千三百二十一人となつております。保護の廃止よりは新規開始のほうが多いといふ実情でございます。

保護率は大体昨年十月頃までは横這い状態にあつたのでありますが、十一月以降は冷害等のため次第に増加の傾向を示しております。冷害により生活保護を受けている者は、本年一月現在で九百五世帯、三千三百七十人で、支出金額は約二百六十万円となつております。

保護費の支出状況を見ますと、月額約七千五百万円程度で、うち生活扶助費が約三千万円、医療扶助費が約四千四百万円、医療費の支出額が相当上廻つております。

医療費の支払状況は昨年十一月分までは支払済となつておりますが、未払額は十二月分が一千五百四十六万円、本年一月分三千六百五十九万円、二月分三千九百三十一万円、三月分推定額

三千八百三十万円、合計一億二千九百六十六万円の巨額に達しております。結局一億九百万円が昭和二十九年度へ繰延べられる見込のこととありまして、この未払金に對しましては、県において立替金などをする余裕がありませんので、ひたすら国庫負担金の交付を待ちわびている実情でございます。

併しながら医療費の支払遅延などに基く診療拒否、強制退院などの実例はないとのこととございました。

医療扶助費の増高に對処する方針として、県においては医療機関に對して適正診療を行うよう協力を要請すると共に、福祉事務所に對しては調査を迅速公正に行ひ、医療費の支給は最小必要限度にとどめるよう督促しているとのこととございました。

ります。これは管内に零細農家が多いためだと申し上げておりました。

次に今回の調査事項には入っておりませんが、保育所の運営状況を調べて参りました。福島県は東北六県中最も保育所が発達しておりまして、その数公立合計で七十五、本年四月一日開設予定のもの八となつております。施設収容定員六千九百七十七人に対し、収容実員は七千三百二十一人で差引一千二百二十四名の定員超過となつております。又収容児童のうち措置児童数七千四百五十五人、二百七十六人は私的契約児であります。右のほか、未収容の要措置児童は約二千人と言われ、更に保育所の新設拡充が要望されておりました。保育所従事職員五百四名のうち保母の数は二百七十四名で、その待遇状況は有資格者平均給与公立六千六百三十七円、私立六千二百七十円、無資格者平均給与公立五千二百二十円、私立四千七百九十円という状況で、待遇改善の必要があると思われま。

なお当面最も問題となつております児童措置費の状況を調べてみますと、措置費総額七百九十一万七千七百六十三円、要国庫負担額が四千八百一十二万二千三百円、国庫負担金交付済額一千七百五十四万四千円、差引不足額が三千四百七十七万二千三百円という実情で、各保育所とも経営難を訴え、政府の急速なる財政措置を要望しておりますが、今のところ閉鎖したところは一カ所もない模様でございます。

次に茨城県の実況を申し上げます。生活保護法の実施につきましては、県においては社会課保護係がこれを担当し、地方は、地方事務所の組織として

民生課が例外的に福祉事務所の機能を負担し、市においては市の福祉事務所が担当しております。水戸市の福祉事務所の担当ケースは平均約九十世帯で、過労のため病欠労働者が多いとのことでありました。又福祉事務所の福祉三法が事務多量のため事務員の問題が最大の悩みであり、事務の組織化と能率化を強化することが緊急の問題とされております。

県人口二百五万人のうち、本年一月現在における被保護世帯は一万二千九百四十三世帯で、人員は四万七千二百二十人、保護率は人口一、〇〇〇人に達して一九・九人で全国平均よりは下廻つておりますが、関東各県の中では最高率を示しております。福祉事務所の充足以来保護率は医療を除いては次第に減少の情勢にありましたが、最近の傾向といたしまして、農村における医療費の増大と水産業不振による海岸地帯の保護率の上昇は注目を要します。

保護費の支出状況を概観いたしますと、昭和二十六年中三億三千六百万円（月平均二千八十万円）昭和二十七年中四億五千五百万円（月平均三千八十万円）昭和二十八年中は五億四千六百万円（月平均四千五百万円）となつておりまして、金額においては自然増を来しております。これは扶助基準額の改訂と、医療費の増大に起因するものと思われま。

次に、医療扶助の状況を見ますと、福祉事務所所定当時の医療扶助人員の指数を一〇〇としますれば、本年一月現在の指数は一三八となり、その増加率は毎月平均四十五人となつております。現在の医療扶助人員四千三百八十八

のうち、二千八百八十一人、六七％は併給であり、残り千四百二十七人三三％は単給でございます。本年一月現在における入院患者は千四百四十人で、このうち単給入院患者が四百五十人六六％、併給入院患者が四百九十人三四％となつております。単給の入院患者が多数を占めております。又入院患者を病種別に見ますと、結核性疾患が最も多く七四・四％これに次ぐものは精神性疾患となっております。

医療扶助増高の原因を列挙して見ますと、

- (イ) 被保護者内部から三〇％、ポーターライン層から疾病により被保護階層に転落する者が七〇％を占めて
- (ロ) 診療内容、新たに抗生物質使用の範囲拡大並びに受診率が向上した
- (ハ) 生活困窮者の生活環境は罹病率が高い
- (ニ) 診療報酬点数が改正されたこと
- (ホ) 福祉事務所職員の訓練指導面が十分でなかつたため、保護の適用、実施面に欠陥が認められること、及び医療機関の診療内容が安易に処置したと思われる点があること

等でありまして、これに対処するため、県においては次に述べます措置を講じておりました。

- (イ) 保護の実施面については特に福祉事務所の指導監督を強化し、適正な実施を確保すること
- (ロ) 診療担当者に対しては、本法の診療方針を再確認させ、最低医療の本旨に即ち診療を行うよう積極的な指導強化を図ると共に、支払基金に

おける審査の厳正、的確化を期すること。

(イ) 支払基金の審査したものに對し、県において再審査を行うこと等でございます。

次に、医療費の支払状況を見ますと、昨年十一月までは、支払済となつておりますが、十二月からは国立病院、国立療養所の支払を停止し、本年一月からは県立病院の支払を停止することとなり、今年度分として最終的に配賦された国庫負担金では、以上のほか二月以降の一般病院、診療所の支払をも二十九年度に繰延べざるを得ないこととなり、而もなお約五百万円から六百万円の不足額を生ずる見込のこととであります。

次に、保育所の現状を申し上げます。本県における保育所の設置状況は、公立十五、私立二十六、計四十一カ所でありまして、全国的に見ますと、その数が甚だ僅少であります。これは寺院等が保育所を兼営することを認めない等の理由によるものでありまして、本年四月までは公立が九カ所開設されることになっております。

保育所数が少いため、その利用率は高く、現在入所児童総数四千九百四名、内措置児童三千十三名、私的契約児童千八百一十一名となつております。

保育所の財政面を見ますと、援助率五九・六％に対して国庫負担率は三〇％で、約四百八十万円の不足を来しているようでありま。

又国庫補助金の交付が遅いため、措置費支払について次のような現象が現れていることとございました。

(イ) 市町村は立替払をしているために市町村財政に大影響を与えている。

(ロ) 昨年九月分までしか払つていない町村が一、二現れている。

(ハ) 私立保育所においては所長が負債をして運営しているところもある等々。

以上を以ちまして第二班の報告を終りますが、なお福島、茨城両県からいろいろ要望事項がございましたので、これは別途印刷してお手許へ御配りすることにいたします。

○委員長（上條愛二君） 只今の派遣議員の報告に対する政府の見解を聴取いたしました。と存じます。

○政府委員（中山マサ君） お忙しい中を御遠方まで御出張頂きまして議員各位に對しまして、かくも徹底したる御調査を頂きまして、これを政府といたしましては心から感謝をいたしますのでございます。

私どももいたしましていろいろと只今拝聴いたしましたことにつきまして、是非常に心配をして参りましたのでございます。御報告によりまして一般的な医療関係からはいろいろとお小言も余り出ていないようである、公立或いは国立の医療関係についての支払が停頓してある。こういうお言葉でございまして、そういう国の関係でやつております施設には控えても、一般の医師の方々に御迷惑をかけないようというのが厚生省といったしましての方針でございます。その間誠に皆様方の御心配を頂いておりますこととでございますが、当局におきましていろいろ又手を打ちまして、できるだけ早くこれを解消したいと、衆

安定のために実際に使えるこのいろいろな内容ですね、そういうものをできるだけ詳しく書いて、一つ我々に配つて頂きたいと思うのですが、局長からも一つ各局にもお願いして、一つ厚生次官からもお願いしたいと思います。それに関連して地方で思ひ付いたものですかからお願ひするのですが、ベース・

アップその他が多く食い込んでおつて、実際には非常にレベル・ダウンじゃないかと、こう思うのです。その点お願いいたします。

○政府委員(安田巖君) 生活保護費関係は私只今(わか)つておりますから、申上げますが、二十九年年度予算で米価の改訂と、入院料等の医療費の改訂がございます。これで米価改訂分が約三億四、医療費の改訂分が約十一億、これだけが……。

○堂森芳夫君 委員長から一つ資料を出してもらうようにお願い申し上げます。

○中山壽彦君 生活保護法の医療費は、各県で額は勿論違いますが、大体一月に全額でどれくらいかかっておりますか。

それからこの医療費の支払いが、今派遣議員の方々からいろいろ承わつたのでありますが、これは地方々々によつてほとんど違っている。大阪とか、岐阜

とか何かは相當に払われている。現在東京の人が、この間うちからたび／＼來ての話では、東京は十二月まで払つてゐる。それで一、二、三月はもうそういう金がない。それで二十九年度の新年度にならんと払うことができないというようなことを訴えて來てゐるのであります。又京都府におきましては、十一月をまだ払つておらない。で

先刻来皆さんが御報告のように、国立病院、或いは公立病院というものは後廻しになつておつて、なお且つそういうような状況であるらしいのです。民間の病院といたしまして、大きな病院では、一月に百万円以上の収入が滞つておる。人件費その他は今日の時勢でありますから、どん／＼払う。銀行から金を借りようと思ひましても、この緊縮の際でありますから、なかなか金を借りることができない。そして病院ではどん／＼使用人に払つて行かなければならぬ、政府からは入らん、こういう状況で非常に困つておる。こういうことを私どもに訴えて来られるのであります。こういう地方々々に対しては、どういふ手をお打ちになるかどうか。

なお、地方で立替払いを持ち得る地方と、立替払いのできない貧弱の県があると聞いておりますが、中央の方針としては、この立替払いというものを許されるのか、許されないのか。私どものところには府県の人々が来まして、いや、中央から、立替払いをやつてもらつちや困るのだ、こういう通牒を受けておる。そうするといつこれが払つてもらへるのかというやうなことを頻りに各地から私どもの手許に訴えて来ております。こういうやうな事情に對しまして、政府はどういうやうな方法で対処しておられるか、それを一つ承わつておきたい。

それからもう一つ。いつもこの厚生委員会が問題となつておりますのは、生活保護法の枠の中に第三国人が相当ある。これを何とか早く始末をしてもらいたいという要望が、厚生委員会にもたび／＼出ておりますが、この第三

十二月の診療報酬を一月の末日までに払うという今のお約束なんのでございまして、その一月末日が払えなくて、二月二十二日に延びたということでありまして、二月二十二日にはすでに払つておりますから、今中山委員のおつしやつたことは少しその前の報告ではないかと思ひます。それから京都も大体二月一ぱいに払つておると思ひます。これは確かなことではございませうが、そういうわけで、まあ今おつしやるほど遅れてはおることは事実なんです。とにかく遅れておることは事実なんです。但しこれはもう予算に出しております赤字分がどうしても払えないということ、それを緩和いたしましたの、公的のほうの医療機関のほうに廻したいということではございませう。四月に入りまして早速手配いたしますし、それまでも又いろ／＼手が打てるならば手を打ちたいと、こういうふうに考えております。それから各府県によりましてそう余り違わないはずなんです。先ほども申しましたやうに、溜つておつた分が、それ／＼各県によつて事情が違ひますために、しわが寄つて来たわけではございませう。勿論府県が立替えてくれるものを私どもが阻止する理由は何もないのでございまして、立替えて頂けるものならば一つ立替えてもらいたいので、そういう阻止するやうな通牒を出したことは毛頭ございませう。成るだけ早くしてもらいたいのでございまして、併し地方庁といたしまして、政府が払うべきものを払わないで、俺のほうに払わすということは怪

しからんということを申しますから、それを無理にというわけにはいきません。今竹中委員のお話のように、地方によつてはそういう点を考慮して措置してくれておるところもあるという実情でございませう。

それから朝鮮人の生活保護の問題でございまして、これは大体二十八年の十月現在で被保護人員が八万九千七百七人となつております。これをパーセンテージにいたしますと、在日の朝鮮人が五十五万三千五百八十一人となつておるわけで、約一割七分ぐらになつておると思ひます。でこれは先ほどどなたかの御報告の中にもありましたやうに、日本人の割合の保護率というものが、十人に対して二十二人でありまして、二・三割、それと一七割でございまして、これは現在の法律的な根拠といたしましては、一応二十七年の四月の二十九日でしたか、二十七日でしたか、講和の条約が効力を発生いたしました。それから、朝鮮人は一応外国人という取扱ひでございまして、生活保護法はすぐには適用がないわけではございませうが、併しいろ／＼な事情からやはり生活保護法を、内地人に準じて適用しておるという状況であります。でこれを根本的に片付けるのは、やはり日韓会談の内容等によつてきまることではございまして、困窮朝鮮人をどうするか、或いは在日六十万の朝鮮人の国籍問題をどうするかというやうな問題は、あとに残る問題だと思ひますが、そういうものがきまらなければ、やはり生活保護の問題がきまらないのじやないか、私ども甚だ本意ながらそういう暫定的な措置をすつと続けておる

よるな状況でございませう。私どもがただ別に朝鮮人に対して、特に厳格にするとかいうやうな……、方針を変更はいたしておらんのであります。併し京都でありますとか、下関でありますとかいふところでは、いろ／＼とまあ溢給になつてやしないかというやうな事情もあるやに聞いております。或いは先ほどもお話がありましたやうに、集団的な威力によつて保護を要求するといふやうな事情もあつたやに聞いておりますので、そういうやうなことがありました場合には、これは断固として私どものほうには個々人としての調査をして、よく納得の行くやうにしてから出せといふことは、飽くまでも地方庁に申しておるわけでありませう。若しそういうことがなければ、私どもももう国庫補助を引上げるぞというくらいにまで申しております。結局そこは力関係でございまして、なか／＼むずかしい問題があつて残つておるかも知れませう。そういうことを現在やつておるのでございまして、特に方針を急激に変えて、差別的な取扱ひをすといふことはいたしておりません。

中山壽彦君 私が今この地方の支払ひ状況をお話いたしましたのは、京都府のほうは、一週間ほど前に京都の會長が来られまして、京都はそういうふうで非常に困つておる。借金はできない、職員には全部毎月正確に支払ひをしなければならぬので非常に困るといふお話がございまして、お尋ねをしたのであります。東京都の方は、やはり医師会の最高幹部の方であります。が、私のところに来られまして、東京都に尋ねて行つてみると、一、二、三

はもう二十九年度の四月にならんと支払いができないというのを東京都庁が答えておられるというのを聞いたものですから、お尋ねしたので、全然根拠のないことでもないと思つておる次第であります。

それから立替払いを青森県でやつたところが、地方でそういう立替払いをするのはやめてくれというのを中央から通牒を出されたということも聞いて来た、こういうことでもありますからお尋ねをしたのですが、今社会局長の御答弁のようなことが実際に歩いて行われておりますのならば、私はもういいと思つてます。そういうような事実が地方々々によつて異なつたものがありますから、お尋ねをしたのであります。

それからもう一つ厚生省は予備費をどのくらい持つておられるのですか。
○政府委員(安田巖君) 厚生省の予備費というものは、ないのではないと思つておりますが、私も……。
○中山壽彦君 それでは政府全体として……。

○政府委員(安田巖君) 政府全体はもう予備費は空っぽなんじゃないですか、私もはつきりしませんが……。先般私のほうで十二億出しましたときに、もう殆んどないような……。

○中山壽彦君 その必要な場合には予備費から払うというようにも聞いたことがあるのですから、私も予備費はそうたくさんないと思つて。すでに十二億はもうお使いになつたのだから、それ以上予備費が残つておるはずはないと思つております。そういうような何か御答弁があつたように記憶し

ておりますので、この際改めてお尋ねしたわけでは。

○堂森芳夫君 さつきの中山委員の御質問に関連してですが、支払基金に移行してから急激に医療支出が増えた。これはよくわかるのですが、併し我々まあ岐阜と今度は大阪だけを見ただけでも、丁度基金に移管した当時から患者数も件数もぐつと増えて来ております。同時に殖えておるのです。我々統計を見てわかるのですが、これはどう考えられるのですか、局長は……。

○高野一夫君 私ちよつとそれに関連して同じことをさつきから考えておつたのですが、生活保護の中で医療扶助のパーセンテージが非常に増大して来た。ます／＼殖えつたところ、こういう根本の原因ですね。それを深く掘り下げて分析されて、こういう結果だ、こういう事情からそれが増大を見つつか、今後まだ続くだろうとか、或いはここでこの程度でとどまるだろうとかというようなことについて、何か分析された結果があるならば、併せて今の堂森委員の御答弁に合せて説明をお願いしたいと思つてます。

○政府委員(安田巖君) 堂森委員の御質問に対してお答えいたしますが、私どものほうで支払いをいたした場合に、その支払いの中で六月に払つたといふと、四月分は幾らある、五月分は幾らある、六月分は幾らあるといふことも各府県ごとに調べてみますと、六月の支払分というのは五月の診療報酬でございまして、それ以外に前月、或いは前々月、更に数カ月前のとくつておるものが相当あるわけでありまして、これは明らかに、そうすれば二億乃至三

億くらいはそういうものがあると思つていいと思つてます。そういうものは結局基金払いによつて促進されたものと、まあ支払関係が各府県なり、或いは市あたりと相対でやつております場合に、まあ率があつたわけでありまして、これは、こういうふうにはつきりいたして参りますといふと、まあ政府の責任だんとか言われましても結局はつきりして来たから払わざるを得ないといふようなことになつて来た。これは私も多少その点で誤算があつたわけでありまして、このためには私も最近遅れておるので、そういうことを言

うと怒られるかも知れませんが、むしろ基金払になつて喜ばれるのじゃないかというふうには実は考えておるのであります。例えば健康保険は大體二カ月ありと払いになつておりますが、現在生活保護のほうでは一月あと払いだといふことで、それが遅れても大體まあ二カ月のところぐらひに今やつておるわけでありまして、そういうふうなことから比べてみますと、図々しいとお叱りを受けるかも知れませんが、大體まあよくなつたのじゃないかという気がいたしております。

それから絶対的に殖えるのがあるのじゃないかというお話でございまして、これは確かにあるのだらうと思つて、例えば先ほども申し上げましたように入院料その他往診料等の殖えることによつて年周十一億違ひのほどでございます。それからその結核のベッド数も殖えるといふことを考えますと、やはり一四四万かかるわけでありまして、そうすると仮に四万ベッド殖えるとすれば四億違ひ。それから先ほどお話のように結核の入院患者の半分ぐらひが生活扶助でやつておるのだといふことになれば、やはりその半額ぐらひが殖えて行くといふことがあるわけでありまして、そういう点もやはり考えられるのじゃないか。と同時に私もまたこの前も申し上げたのでありますけれども、もう一度よく現在の医療扶助の運用面について反省して見て、濫給といふことが出さなくいい人に出ていくことはしないだろうかといふことを反省してみるのも、やはり他の生活保護費の運用を扱つて責任のある者としてはやらないければならぬ仕事だと思つておる。例えば先ほども竹中委員の御指摘されましたように、併給でございまして、併給と申しますのは生活保護を受けている者が医療扶助を受けるといふもの、それから単給、生活保護は受けていないけれども医療扶助だけ受ける。まあボーダー・ラインにおつた人だといふことが言えるかも知れませんが、その場合例へば只今御指摘になつた大阪の例、これは一つのタイプな例でございまして、これは七〇%ぐらひになつておる。そしてその単給の中を又調べてみますと、いふと、全然一部負担してないもの、七〇%ぐらひある。これはやはり僅かな金であるからしても一部負担しなくてもいいという考えもありまして、うけれども、やはりこういう国庫財政であるならば、負担ができるところへはやつぱり若干でも負担してもらわなければならぬ。そういう意味で七〇%といふものをもう一遍よく調べてみる必要があるといふような私ども見解でいるわけです。

そのほかこれ又いろいろ御意見があらまうし、あとで又叱られるのじゃないかと思つてびく／＼して居るのでありますけれども、とにかく中に入つて居る人で出ていけるのじゃないか、これらの入退院基準といふものが作られるならば作りたいのでありますけれども、そういうふうな出てもいい人が入つて居るというところは、ベッドの回転を妨げることにあります。又実際に入らなければならぬ人を入れないで、そういう人が国費を食つて居るということも妙なことでありますので、そういうことになつて一つ考えなければならぬ。例へば精神病院につきまして、もう／＼問題があるのじゃないか、そういう点でも少し合理化する必要があるのじゃないかといふことが同時に考えられる、こういうことが同時に高野委員に対するお答えになるのじゃないかと思つてますが、更に御質問がありましたならばお答えいたしたいと思つてます。

○竹中勝男君 今に關連するのでございまして、やはり傾向として医療扶助を受ける。殊に単給の医療扶助を受けるのが増加して来たといふことの内容ですが、今局長が説明になりました一部負担ができるものはあるだらうと私も思つて、七〇%の中にはこの分析も私あれしつとあると思つて、同時に原因としてやはり社会局としてお考え頂きたい。これは希望したいことになりまして、私はやはり国民の所得ですね、国民の所得におけるやはり今の生活難の率、エンゲル係数でも何でもいいわけですが、消費水準のいわゆる分析から医療費が殖

れば月四億違ひ。それから先ほどお話のように結核の入院患者の半分ぐらひが生活扶助でやつておるのだといふことになれば、やはりその半額ぐらひが殖えて行くといふことがあるわけでありまして、そういう点もやはり考えられるのじゃないか。と同時に私もまたこの前も申し上げたのでありますけれども、もう一度よく現在の医療扶助の運用面について反省して見て、濫給といふことが出さなくいい人に出ていくことはしないだろうかといふことを反省してみるのも、やはり他の生活保護費の運用を扱つて責任のある者としてはやらないければならぬ仕事だと思つておる。例えば先ほども竹中委員の御指摘されましたように、併給でございまして、併給と申しますのは生活保護を受けている者が医療扶助を受けるといふもの、それから単給、生活保護は受けていないけれども医療扶助だけ受ける。まあボーダー・ラインにおつた人だといふことが言えるかも知れませんが、その場合例へば只今御指摘になつた大阪の例、これは一つのタイプな例でございまして、これは七〇%ぐらひになつておる。そしてその単給の中を又調べてみますと、いふと、全然一部負担してないもの、七〇%ぐらひある。これはやはり僅かな金であるからしても一部負担しなくてもいいという考えもありまして、うけれども、やはりこういう国庫財政であるならば、負担ができるところへはやつぱり若干でも負担してもらわなければならぬ。そういう意味で七〇%といふものをもう一遍よく調べてみる必要があるといふような私ども見解でいるわけです。

えるという結論が出るのじやないかと
いうふうには考えているのです。例え
ばそれ以前にやはり失業保険を受けて
おつたものが日雇い労働者になるとい
うことは、生産的な労働力を持った労働
者が困窮者に転落しておるということ
にはかならないわけですか。そうすると
もう国民のうちに一千万ぐらいの
ものは医療費の負担能力は全然ない人
口じやないかというふうな分析ができ
て来るのじやないか。即ちこの傾向は
やはり今日の国民経済、殊に今年度の
国家財政の組み方或いは支出の仕方と
いうものと関連して、少くともこの下
半期においては更に生活水準という
か、消費生活水準というものは低くな
る、或いは失業者が増大する、或いは
常備労働者の雇用量が更に縮減され
る。そうして臨時的な或いは極めて一
時的な労働関係というものが一般化し
て行く。零細企業というふうなものに
雇われて行く。そうすると何ら社会政
策的な保護というものがなければ、そ
ういうふうな傾向が著しく増大する傾向
があるという見通しをやはり我々はつ
けておく必要があるのじやないか。そ
ういふ今日の先ほども御質問があつた
ように、実質的に非常な切下げになら
ないだろうかということ、我々は非常
に心配するわけですが、そういう点に
ついて国民の消費生活水準の低減して
行く確率というものを早急にやはり持
つておられることが必要じやないかと
思いますか。

○政府委員(安田敬君) 国民生活の水
準というものが下つて来れば、医療費
は自分で払えないものが殖えて来ると
いうのはお説の通りでございまして、
そういうふうな計数はつきり出るな
らば、これはやはり単給患者が殖える
というのとは当然なことではございま
す。ただ現在までのところではCPSと申
しますか、FIESと申しますか、そ
れらの指数から申しますと、別にエン
ゲル係数が上つておるということもな
いのでございまして。そうして指数とし
てはだんだんよくなつておるというこ
とでございまして、そのことだけから
少くともすぐ医療扶助が殖えるとい
うことが言えるかどうかという点も多少
疑問があると思ひます。それから今年
度の見通しといたしまして、こういう
均衡予算を組んだために生活困窮者が
殖えないかということも私も是非
に心配いたしましたのでございまして、丁
度二十三年度に算入された場合、丁
度二十四年度の予算に算入されたのであ
りまして、そのときの影響を生活保護を
受けたものの数の上で見ますという
こと、やはり下半期から出て参りまし
て、むしろ二十五年その翌年の予算の
執行の頃に非常に出ておるというよう
なことがありますので、或いは私も同
様に心配いたしました。そういうことも
二十九年度の前半にはそういうことが
出なくて、三十年の一月頃からそうい
う影響が出て来やしないかということ
を考へておるのであります。それはま
今の医療扶助を受けるものが殖える
というこの回答にはならないわけであ
りますが、もう一つはこういうことも考
えられるのではないかと、これは私専門
家ではないのでは私の私見でございま
すけれども、国民の生活水準の上り方とい
うものと医療内容のつまり医療の水
準というものの上り方というものの間に
跛行的なものがあはしないかという

ことを実は私は考へるのであります。例
えば金がないから医療扶助を受けるもの
が殖えるということ、先ほどから申し
ましたように医療機関が整備されたた
めにそういうふうな機会が多くなる
ということも当然これは考へられるので
ありまして、ベッドの増加ということ
一つ考へてみてもそういうことが言
えるのであります。それから私も昔保
険の点数なんかをやつておつた頃に比
べますと、単価はこれは上つて行くこと
は当然のことだろふと思ひますけれど
も、一件当りの点数なんかを調べまし
てもやはり昔よりも上つておるので
す。なぜ上つておるかという、結局い
ろいろ新しい薬が出るとか、その
他或いは医療の水準が上つて来たの
じやないかという気がするので、
そういうものの上り方と、或いは国民
生活の、或いは国民所得の上り方との
間に釣合ひのとれなくなつていくこと
があるのじやないか。そういたします
と非常な根本的な問題でありますの
で、もつとひとりで社会局だけの問題で
はなく根本的に考へなければならん
ものじやないかというところを感じて
おるのであります。これはまあ私の個人
的な意見でございしますが、それ
ういふ点もありはしないかと思ひま
す。

○横山フク君 先ほど中山委員からお
話になつて、二月二十二日に支払いに
なつたと言われるので、私のはその前
のことかとも思ひます。私の前にも
払いが延びてゐる。二月、三月延びて
いる。そのために病院では一割の高利
の金を借りてゐるというところも相当
出ているということを、これは責任あ
る人から聞いたのですが、併し医療保
護のもとで、単価の安い点数のきまつ
てゐるもので、一割の高利の金を借り
てやるはずがないというのですけれ
ども、併し金がないから現実には支払
いできないし、病院が運営できな
い。而も中小企業の特融資は医療関係
は対象にならないので融資も受けられ
ないというところを言つて、非常に困窮
を訴へられてゐるのであります。これ
は精神病院でございまして、現実にご
ざいます。でございまして、支払い
が延びるということは何よりも苦痛で
ある。今健康保険の二月三月のことか
らすれば早いほうであるというお話も
わかるのですが、早いほうといつても
もと／＼対象が違ふのでございする
で、この延びたこと、今後においてど
ういうふうな見通し、又そういう特融
資のほうには今までのどのくらい御尽力
を願つたか、今後においてそういう方
面において御努力願ふ意思があるのか
どうか、そういうことについて何わけ
て頂きますれば結構だと思ひます。

○政府委員(安田敬君) 今のところ金
融のことまで考へておりませんので、
もうあと二十日かそこらでございま
すので、すぐ一つお払いするようにいた
します。

○横山フク君 実際問題とすると、一
割の高利を払うということ、病院が
やつて行けるかという問題です。恐ら
くやれないと思ひます。やれなくて
も、現実には戸を開ければ金がないわけ
で、いけなから借りてゐる。それは
事実であつて、東京都へ行つてお調べ
下されば、それは出て来ると思ひます
でございまして。でございまして、そ
ういふ方面に、あと二十日間とおつしや
るのは今月の問題なんです、この問題は
恐らくずっと続く問題で、十二月
の一月払いというのには実際に一月延び
ることです。これは遅くこそなれ
早くなりつこないの、でございまして、
そういう方面にもいろいろとお考へ下
さつて、実際に一割の利息を払うとい
うことになる、これは診療内容も多
少低下しなければならぬ事情も出て
来るだらうと思ひます。でございま
すから現実にはそういう方面にも御考慮
いたしたいと思います。

○堂森芳夫君 局長にお尋ねします
が、今度我が国が視察した岐阜、大阪府の
社会福祉事務所の末端の、本当に仕事
をやつてゐる人たち、ケース・ワーカー
の人たち、いろいろ／＼人々と懇談す
る機会が数回あつたのですが、彼らが
非常に悩んでゐることは、予算が非常
に引締つて来た。ところが実際に救わ
なければならぬ人が非常に殺到して来
てゐる。又結核患者が実際はどの／＼殖
養所へ入るためには半年かかるそうで
す、申込んでから……。ものすごく足
りないそうです。そういうふうな状態
ですが、一つの悩みのところとしてい
うことも言つておりました。例えば結核患
者で入院はしてゐる。それで十五日間
ぐらひはよそへ行つてしまつてゐる。
半月ぐらひは帰つて来るといふような
人もあるのだ、こういう人は退院して
もらつたほうがいいと、こう思つても
何もできないのだ、というところ、これ
はいいか悪い、個々の場合であるか
ら、私は言うのじやないですが、そ
ういふ事実としていろいろ言つてゐる。
ですから根本は社会局長はもとと末端
の人たちに安心して仕事ができるよう

にやはいろいろ指示を与えなければいかんと思ふのです。彼らは板ばさみで神経衰弱になつてしまふと言つておりましたよ、団体交渉みたいな格好になりましたね。だから政府からは具体的な指示はもらえない、我々は末端からの大衆からは要求を受ける、もうやるせないのだと、こういうわけですね。これは大いに局長認識を新たにすべきです。予算は足りない、もうきまつてしまつた、これをどうにもできないのです。この足りない予算を一つ工夫してですね、大いに……。ところがそういうことになる、役所は医療扶助を打ち、もう対象がうんと、まあ援護をうんとやろうと、こういうふうなことはなしに、一つ根本的に大いに考へてもらつてね、末端のケース・ワーカーその他の人たちは何といひますか、勇気つけて働いてもらふように、大事な仕事ですからそういうことを一つ、これは質問じゃありません。やつてもらいたいのです。みんな訴えていましたよ。

○政府委員(安田巖君) 今の御指摘になりました点は、誠に御尤もでありまして、私も第一線のケース・ワーカーと成るべく接触する機会を作らなければいかんというのを考へております。年に一回か二回ぐらいは全国の福祉事務所長会議というのをプロツク別にやつておきます。それから各福祉事務所等にスーパー・バイザーというのをおきますけれども、これを集めた講習会をやります、それから更に年四回やつておきます研修がございしますが、そういうのにもケース・ワーカーをよこすようにしております。な

かなか忙しいので、人を出すことが困難な状況でありますけれども、それでもやはり集つて来るようでありまして、そういう機会を利用いたしまして、私どものほうでは考へを申述べておるのですが、決してそれで十分と思われませんが、今後そういう点十分気を付けて参りたいと思ひます。

○藤原道子君 一つだけ伺ひしておきたいのですが、私も全国を廻つてみると、非常にオーバー・ロードで倒れる人が多いですね、非常に苦痛を訴へて居られるのです。局長は何人ぐらい受持つてやることが妥当と考へておられるか。今非常に過重労働だと思つておるが、これに對しての対策を考へておるのかどうかというところが一つお伺ひしたい。

それからいま一つは、ベッド数が足りないために、入院させる場合にすぐ入つて手術ができてすぐ帰れる人、こういう人を優先的に入院させているのですが、それで相當菌が出ておるのかかわらず、長期を要する手術の對象患者でない場合には入院が認められない、こういう状態になつて居るので、私もそこから考へると、菌のほとんど出ている人こそやはり早く隔離すべきではないかと思つて居るのですが、ベッド数の回転等と関連してそういうことが現実に行われるということが一つ。それから早期に入院すれば早く癒えるのに半年とさつきお話しございましたが、半年ならいいほうで、一年ぐらゐ入れないという実情でございますが、この間にうんと病氣は重くなるのです。そういう場合には一体国費が却つて無駄に使われる結果になるのではないかと。早くすれば早くなる、それが遅れた

ために何年も治療しない、遂になおらないような結果になるということ、それからその間に家族伝染これが非常に私恐るべき問題じゃないかと思つて居るのですが、これに對して局長はどんな対策を持つておいでになるか。

○政府委員(安田巖君) 結核ベッドの回轉の問題でございますが、私どもの立場からいたしますと、医療扶助を適用するかどうかということ考へる場合には、やはりお医者さんに意見を聞かなければならぬと思ふ、我々のほうとしては……。療養所のほうでは早くなおる者を成るべく入れて、そして回轉をよくしようという考へを持つて居るのにかかわらず、我々のほうはそれと意に反した者ばかり送るというわけにいかん。そこでこれは一つ医務局等の考へもございまして、十分そういうところと相談いたしまして濃厚感染源を一つ早く隔離しなければならぬというところは予防的な面から見ればその通りでありますし、又手術等をした

り、又入院させれば直ぐなおる者を先に送るといふことになれば、治療という面から見ればこのほうが効果がある、そこのかね合だと思ひますので、よく又相談してやりたいと思つております。それからケース・ワーカーが過労だということでございますが、これは大都市におきまして一人のケース・ワーカーを被保護世帯八十世帯、それから農村が六十五世帯と考へて現在その充足率を見ますと、いわゆる現業員、ケース・ワーカーでございしますが、現業員では大都市部は一〇・二七%で、定員より多く居る、郡部がやはり足りない。これは大体八八%となつ

ておりますが、八八%、一二%だけ人員が足りないわけでございます。それから指導員というのがございまして現業員の上にスーパー・バイザーがおりますが、これは市部の九三・八%、郡部が非常に少く五〇%ぐらゐになつておるわけでありまして、こういう点にオーバーワークの原因があるかと思ひまして、私も実は監査等に行きますといふと、普通の私どもの係員が監査に行きましても知事さんや、副知事さんに会うくらいな元気で会つて、そして向うにもう少し置いておいてもらわなければ困るというのを申す。それからひどいのは、私の名前でも通牒などを出すときに、これ以上整備しなければ国庫扶助を打ち切るといふことを言つておられますが、何しろ今の地方財政の現状でございまして、人員整理はやるけれども、殖やすことは絶対にやらない。その関係で私も非常に考へておるのであります。そういう点、その苦しい事情というものはよく承知いたしておきます。

○藤原道子君 それなら局長は適正なその何といひますか、運営というのを督勵していらつしやるけれども、今の五〇%、八〇%というふうな状態で、どうしてこれ以上正しい運用が行われるか、どうしておやりになるつもりであるか。地方財政の問題だけでは片が附かない……。

○政府委員(安田巖君) 実際仕事をいたします場合は現業のほうで郡部が一分二割くらい足りないといふことであつて、これはいろいろ制度を考へました場合に、六十五世帯に一人とか、八十世帯に一人といふことでやつておるのでございますが、併しそれがなかなか

か充足されないということになりますと、それを大に叫んでみたく、そこで仕方がないのでございまして、どうしてやるかと言われまして困りますけれども、そこは一つ工夫をいたしまして、そうして何か仕事に工夫をして足りない人数を補うとか、或いはそのチーム・ワークといふことを考へてお互い助け合ふといふことで、その足りないところを補うとか、或いはその他の社会的施設がございまして、そういうものをうまく動員するやうな工夫もしなければいかん、そういうやうなことで実は努力いたしておるわけでございます。

○藤原道子君 私はこの生活保護法の運営は非常に大事な問題であるにかかわらず、何といひますか、非常に弱い人が対象であるのですから声が上らないやうですね。で、これらの人を相手にして働いてくれている社会福祉事業の人たちの御苦労というものは我々の想像以上だと思つて居るのですが、こうしたことがもつと真剣に考へられなければ、いつも仕方がないといふことで忘れられて下積みになる。ところが地方に行つて見ますと、上でできたやうなことはばかりに行かない困難な仕事でございまして、従ひまして優秀な人こそ余計に過労になつて、これはあの労働基準法などの問題どころではな

くて、夜も朝ももう本当に真剣に腹食を忘れてやつて居る人が多いのでございまして、この点については局長も熱心にやつて下さると思ひますけれども、生活保護法の問題は特別の人が対象であり、特別の仕事だといふ点から、一つ勇気を持つてもう少し真剣にやつて頂きたい。どうも声なきものが

○竹中勝男君 今度この委員会から調査に、視察に出ましたのですが、生活保護法の適用の実際についての問題と

園に戻ろうとしているところがありま
すし、又保育所の増設ということが非
常に困難な状態になりますので、この

します。最低基準というのは、厚生省令で出ているのであります。これは最低基準と申しますのは、児童福祉施設に関

採姆さんのほうからの圧倒的な要望があるわけでございます。それから保育士などについて児童一人当り〇・六坪

この気持もわかるのでございする
りれども、やはり第一線に働いておる
保姫さんの気持というものもこれは無

視できない、そういう面から経済的には施設長のまあそういう意見を尤もと思うことがありまして、軽々には賛成できない。それで実は二十九年度におきましてさような最低基準につきましてもう少し科学的な面から実は検討してみたいというふうに今考えておるわけでありまして。仮に検討してみまして、まあ最低基準を若干ゆるめても、保母さんの疲労の回復、労働の再生産、或いは子供の保育についてさほどの影響がないというようなことになりますれば、それはそれとして、又そのときに保母さんにも話して、こういうことなんだからという話の余地は又出て来るかと思う。又反対に今の基準にどうしてもこれを維持して行かなければならぬんだという事になりますれば、これを又施設長側に話しまして、施設長側の人にも納得してもらおうということも出て来るだろうと思ひます。まあこういうような問題はやはりそういうふうなふうにして保育事業に従事いたします施設長、保母、さような人たちが皆納得してやつて行くのでなければ、必ずあとにまづい結果が残る。さようなふうで考えて、この二十九年度におきましてさような点についても少し専門家の手を煩わして検討してみたい、その結果を待つて又考えて行きたいというふうな気持ちでございます。

それからもう一つの面は、先ほどもお話があつたと思ひますけれども、財政の面でございます。御承知の通り昨年来保育所の非常に大きな問題は保育所の援護率と申しまして、この保育所の経常費について父兄から取るのが建前でありましても、取れない分

については公の費用で見ると。その取れない割合を援護率と申すのであります。が、この援護率につきましても一応予算では経常費の三〇％というふうな組んでおる。つまり七割は取れるが、三割は恐らく取れないだろう。全体に換算しての話でございますが、そういうふうにして予算を実は組んでおるのではありませんが、地方の実情はその七割が父兄からとて取れない、むしろ逆に三割か四割しか父兄から取れないのであつて、従つて援護率は六割か七割にしてもらなければ困るといふやうな要望が昨年来強く出ておるわけでありま。当然さようなふうにして参りますと、保育所の経常費に穴があく、赤字が出る、これに對して匡のほうで面倒みてくれるかどうか。この問題が非常に大きな問題になつて参るわけでございます。かような保育所の運営について大きな問題をまだ未解決のままでは私どもは抱いておるわけで、目下鋭意これの打開に努力しておる最中でございますが、まだ未解決で抱えておる今日の状態からいいますと、この保育所の定員内の赤字についても今より大きな問題を懸えております。更に定員をオーバーした分についてその赤字の問題というものを今日更にこれを持つことが是非かという問題にもなつて来るかと思ひます。当然定員をオーバーしてまで入れるという上からいへば、そこに入れる子供はやはり保育所に入れなければならぬ下層勤労階層とか、或いは親が入院しておるために面倒みる人がいないというやうな子供になるわけでありまして、これを金持の、まあ金の取れる子供だけ入れるのであれば、これは経

常費の運営が案になります。それで定員をオーバーしてまで入れた趣旨は没却されるわけでありま。当然これはさような困つた子供を入れるという事になつて参ります。そういうたしますと、保育所の運営は定員内の赤字にプラス定員をオーバーした分が嵩むわけでありま。実はそういう面でも財政当局と渡り合つて獲得するといふことにつきます。私ども今日の段階ではまだ自信がないのであります。それにもかかわりませず、ただ地方でさういふ安易な、安易と申してはあれですが、地方のさういふすなおな要求をそのまま鵜呑みにして定員超過を認めるということになりますと、これは財政面で申しますと、いよくその赤字の穴を埋めるということについては到底できないやつて、さうしてこれは廻り廻つて市町村費の負担が殖える、それすらもカバーできないことになりま。今度は子供たちの面に最後にはしわ寄せが行く。こういうことになりま。結局におきまして保育所の運営といふものが阻害されるということになつてしまふ。さような考えから今日のところは、地方ではいろいろ申しておりますが、私どももそれに対して堅持するのは非常に辛いのでありますけれども、今日の段階では涙を呑んでもこの定員制を厳守して行かなければならぬというやうな気持ちで現在おる次第であります。

○竹中勝男君 今の御説明大変よくわかつたのでありますけれども、その児童局長のお考えと社会局長のお考えとは逆のように私思ひますが、先ほど藤原委員は、一人当りの担当標準以上に担当しておることはケース・ワーカーに對して非常な神経衰弱にならざるやうな過勞であるといふことに対して、社会局長は現実がさうなんだから、過勞でもそれをいろ／＼工夫して、一人でも多くの要援護者、被保護者を担当するといふことが現在の社会局長の考えだと言われるのに対して、あなたのは又逆に、保母さんの立場だけが守られなければならないといふことなんですね。保母さんの過勞といふことが一番重要で、これだけを守らなければ、結局に保母さんの過勞といふものにはよくならないのだといふことになるわけなんですね。これは現実を最も無視したこと、さうして又將來において財政のしわ寄せが児童に來るといふあなたのお考えですけれども、現実において一番先に來ておるわけなんです。第一放任されておる児童といふのはそこに国家の財政の児童に對して行くべきものが行つていないからして、放任されておるといふ事実が一番大きなしわ寄せなんです。児童の家庭生活にしわ寄せされておるといふことなんです。これは児童局長、保育所といふものは一つの社会政策なんです。勤勞者の子供を保育所に収容しなければ、今日の生活扶助といふものはどん／＼殖えるのみならず、生産的な労働力に切替へることができない、家庭にいと……。だからこれは余りに一方的な、余りに理想主義的に、児童に關する限り、この児童保護、保育所に関する限り、非常にモデル・ケースをどこまでも主張されるといふことが私にはわからない。これが政策の根源だといふことも私にはわからない。もつと政治といふものは、行政といふものは現実に即して、現実

の問題、こんなにたくさん溢れておる子供をどうしてこれを処置するかといふことが問題だらうと思ひます。

○横山フク君 私も同感なんでございます。局長の話を伺つておりますと、一体どつちが主になるのかしら、保母さんのために保母さんがいるのかしら、園児のために保母さんがいるのかしらといふた、ひがみで言へばさうとれるやうな形の印象を受けるのです。理想的だからさうなるのか知らんが、私たちがそう受ける。実際私たちが産に行つた場合なんか、四畳半に六人家族がいるさまでござい。夜蒲団を出してしまふと、押入れに子供たちが寝るといふところもある。さういふ家庭の人たちがそこに児童のある場合に、〇・六坪といふ問題も、実際の日本の生活状況との脱み合せてやつて欲しいのじやないかと思ひます。保育所の保母さんの過勞といふ問題もわかりま。けれども、同時に児童の実際の生活状況との脱み合せといふ問題から來るのではないかと思ひます。もう少し實際に即した基準といふものがあつていいのじやないか。日本の基準、アメリカの影響を受けたのでない基準といふものがあつていいのじやないか。日本の大多数の貧困家庭といふものを見ても、この基準があつていいのじやないかと思ひます。ただ實際にそのために収容児が多くなつて、さうしてそのために赤字が多くなつて、さうしてそのために赤字が多くなつて、まあ予算措置から來なければならぬと思ひますけれども、基準の改訂をなさる場合に、さういつた實際の生活状況といふものもよ

くお考え合せになつておきめ頂けたら大要結構だと思ひます。

○政府委員(太宰博邦君) 竹中委員それから横山委員のお話もよくわかりました。又まづ前にもそういう意見があつて、伺つておるわけでありませう。いづれにしましても、それは法令の違反になるのです。むしろ私どもの今の行き方といふまれば、結局保育所が足りないといふことになるわけでありませう。保育所をもつと多く殖やす。それからその経費についても今のようになつてしまふに、もう少し考へてやる。そういう問題になつて来ようかと思ひます。

その次には、若しそれが十分でないから、今の施設をもう少しフルに使うといふことになりますれば、最低基準のこれを改正をしまして……、厚生省令でございしますから、やはり私どももいたしましては、むしろ最低基準といふものを改正いたしまして、これでやつて行く。こういう問題にまあなつて来るかと思ひます。かように考へておるわけでありませう。私は決して保母ばかりの味方をしてゐるわけではありませんで、それは勿論保母といふものは、案外発言力が弱うございまして、施設長の発言力は強いのでございまして、保母の立場を考へまして、私はそういう人たちの気持ちといふものを、発言力が弱いだけに考へてやらなければいけない。そういう気持ちで申上げたわけでありませう。同時にそれは飽くまでも児童の保母でございしますから、児童の立場がそれでおおざりにされてはいけませんので、その辺のことは、御意見のほどをよく承りました。

ので、将来のことは研究して行きたいと思ひます。

○竹中勝男君 今のは結局問題は、無論施設が足りないからですが、そこに問題があるのですけれども、何か児童局としては施設を殖やすといふことについてどういふ積極的な御努力があるのですかと。いふことを伺ひたいの。一つ、それからやはり現在のうちに、この措置の、実は援護率三〇%といふことも、今後保育所の殖えて行かないといふことの二つになると思ひますが、これもやはり逆に七〇%くらいにされるのが現実の要求だと思ひます。それから局長はこの一カ年二十九年度において研究して、その結果によつてこの法令を改める場合があり得ると言われるのですが、すでに法令の点で何%、何十%くらいは余分に取つておつたことを認めて来られたのですから、この研究の期間、即ち二十九年度はやはり従来通り定員をオーバーして入れてゐることを認められるのが私は当然だと思ひますが、研究期間とは、少くとも二十九年度を研究期間だと言われるのだつたら、それはもう一年延ばされるということが合理的だと私は思ひます。

○政府委員(太宰博邦君) 施設を殖やしますことにつきましては、年々国の予算で児童福祉施設の整備費といふのがございまして、その中で大半と申しますか、半分近くは保育所にこれを振向けてゐるような次第でございします。これは年によつてやはり若干、今年あたりは私どもの力が足りませんでした故もございします。一兆円という緊縮予算の煽りを喰ひまして、設備費が減つております。併し

ながらこれは今後御支援を頂いて、一年ばつての關係がございせんので努力して参りたい。

それから援護率の問題につきましても、この三〇%というふうなもので足りるか足りないかといふお話でございします。これは実は昨年以來財政当局とも折衝して参つたのでありますが、不幸にしてこれを改正するといふことが今年度はできなかったわけでありませう。併しながら私ども何もかも予算をたくさん取ればそれでいいといふわけのものではないことは勿論でございまして、保育所の運営といふものをやはり私ども謙虚に返つて見る必要もあるかと思ひます。御承知の通り二十七年まで三カ年間にわたつておつたわけでございします。今日から返つて見ますと地方の運営はまだまだちがひが非常に多うございまして、これをやはり国庫負担制度になりますと、これを統一した基準の下に運営されるようにしなければならぬわけでありませう。不幸にして昨年、今年度の間にこれの検討を要する点を全部検討して軌道に乗せるということが実は完了できなかったものであります。これを二十九年度中には是非完了いたしまして、検討するものは検討し、合理化するものは合理化をして、そうして見てなお援護率が足りるかどうか。足りないかといふことになりませう。その場合に初めて財政当局との折衝に當り、これはどの努力をしてまでなお足りないのだといふことを強く主張もできるかと、かように考へてゐるわけでありませう。この点は今年度

に引續いて明年度におきましても努力して参りたいと思ひます。

なお、先ほどの最低基準の点について二十九年度に検討するといふことを申上げたのでありますが、これはちよつと誤解を招くと思ひますから、別にあれを緩めるといふような意味で検討するのじやございせんので、現状といふものを白紙のままに検討して見ても、それに基づいて諸般の社会の客観情勢その他とも脱み合せて、今後のあり方を白紙のままに検討して見るといふこととでございします。いづれにいたしましても二十九年度に検討する。その間は現状のままで行くといふほうが合理的じやないかといふお話でございしますが、今日まで決してこれをよろしいといつて私どもあれをやつたわけじやございせん。即ち二十八年度から国庫負担制度に戻りました際に、この問題は当然にすぐ手を打つべきであつたわけなんでありませう。これが暫定予算その他の關係で遅れて参つたのであります。が、昨年の七月にはこの点について実行するやうにといふ通牒を地方に出したわけでありませう。併しながらそれを早急に実行すると言ひまして、すでに年度半ばになつておりますから、一年と申しますか、今年度末まではそれを余裕期間として置いたわけでありませう。この辺は意見の相違になるかも知れませんが、検討は検討いたしませうけれども、少なくとも現行の法令でそういうふうになつております。而も財政的にこれをあとの面倒を見ないといふ点について自信が持てないならば、私は良心的な行政をやるものとして、やはりその間一時的にでもこれを現在の法令の命するままに、通りにさ

せるようにすべきであらうと思つて、そういう措置をとつた次第であります。

○堂森芳夫君 竹中委員の御発言とダブるやうになります。特に太宰局長は、保育所に対して、定員を厳守しようといふ意向で強く地方の各保育所にそういうふうな意向を徹底しておられるやうですが、援護率が三〇%、こゝろでございまして、保育所として、皆目實によつて中へ入つて来る。入所して来るという人をやはり殖やさない限りやつて行けないといふことなんです。ですから太宰さんのおつしやることは一つの矛盾が僕はあると思ひます。末端でやつておる人は何とか金の辻つみを合せなければならぬから、援護率が殖えない限り、自費で入るものを可能な限り殖やす。勿論これは定員の少いほうがいい。これは勿論誰でもわかることでありませう。少いほうがやはり子供の躰はいいし、目は届くし、子供の環境としては二、三十人くらいは非常にいいと思ひます。併し現実にそれは行かないわけなんです。援護率が殖えない。従つてだから自費の入所の子供を殖やす。従つて保母の負担がかかる。こういうことになつて来る。これは私にどうも言ひたいのであります。これは私が私今定員にのみ縛つてこの運営をなさるといふことは、非常に末端としては困つておると思ひます。我々末端のそういう託児所を歩いて見ておるのです。又百人、二百人という託児所でありませう、これは全くひどいものだと思ひます。これは止むを得ないのです。そうしなければやつて行けないという現実

を太宰さんは頭に置いて頂きたいと思
います。

○藤原道子君 二十九年度を研究期間
にするとおしやるけれども、今堂森
委員が言われたように、三〇%の
援護率で行くという場合に、これはど
うしてもそれじゃやつて行けないか
ら、有料を入れるということになる
と、出て来る結論は研究期間になら
んです。やはり三〇%で行けるじや
ないかということ、財務当局で言われ
た三〇%の援護率で良心的にやつて行つた
場合に、必然的にそこに赤字が出て来
るという場合の措置等について局長は
どういうふうに考えられておるか。い
ま一つは、措置されるべき児童がど
のくらいあつて、そうして措置され
ておる現状について、局長は
どういう見解を持っておるかという
点、関連してお伺いしたいと思
います。

○政府委員(太宰博邦君) 私どもも
ま聞くのでありますが、地方の施設の
側から申しますと、援護率を高め
てくれるなら定員の上でやれる、自分
たちがやつてゐるのは自衛策だ、こ
ういふことです。確かにそれは今までの
ように国が三〇%で、あとはもう何
もしないのだということになります
れば、これはもう自衛策としてもさ
ういふことをとらざるを得ない。これ
もいたし方がないと思うのでありま
すが、併しそういうふうなことでやつ
ておりました場合に、当然その保育所
の運営が不健全なことはいはし方な
いのでありまして、入れなければなら
ない子供がございまして、それは放
つておいて、そうして三〇%になるよ
うに適

当に混せてやる。そうすれば、当然
して保育所に入れる必要のない子供
でそこに入つて来るということにな
ります。その点につきましては、私の
ほうでさういふふうなことを認めた
のは、これは永久に援護率がどうの
の言つても議論にならないと思
います。大蔵省のほうで、まるで三
〇%で請負制度としてやるということ
になるんで、それじゃあまあ適当に
入れてくれというふうなことになる
と、私の今の気持ちを率直に申し上げ
ます。私のほうで大蔵省に援護率を
三〇%で足りない、仮に足りないとい
たします。これを上げる、その議論を
今仮に持ち出して見ても、向うに對
してこちらが突つかれる点もあるわ
けです。というのには、先ほど申し
ましたように、私どもが検討しなけ
ればならない点があるわけでありま
す。例えて申しますならば、田舎に
参りますと、措置を要しないような
村會議員とか、区長とかいふような
人の子供が顔で入つておる。而も
さういふ人からは全額費用を取つて
ゐるかといふと取つてゐない。田
舎だから取れないのだといふ、頭
からきめてかかっています。二
百円から三百円しか取つてゐない。
それが同時にみんな措置を要する
子供の費用のほうに食ひ込んで来
ておる。さういふ点は、これは当然
何も財政当局を例に出すわけじゃ
ございせん。この国会におきま
しても、私御忠告を受けたことが
ございまして、やはり私どもとして
検討しなければならぬ点があるわけ
でございます。これを早く検討をし
たいと思つておるわけですが、不
幸にいたしまして、二十八年度の
うちにこれが

検討を得なかつたわけでありま
すが、これは大体二十九年度の前半
ぐらいの間に、私は検討を終えるこ
とができると思つてゐます。それで
合理的に直すものを直しまして、そ
してなお且つ三〇%の援護率が足
りないというならば、そのときこそ
は、私はどうも出ましてもこれは堂
々と主張できる、お願いもできる、
又御批判も仰ぐことができると思
つてゐます。さういふ場合に、決
して国の三〇%の援護率といふもの
は固定のものじゃございせん。そ
れだけ良心的にやつてみても、な
お且つだめであるという点になり
ます。必ずやこの援護率の問題に
つきましては、これが解決の糸口
になるのではないかと。従いまし
て勿論援護率は全国平均でござい
ますから、今でも何もあらゆるもの
の三割というわけじゃございせん
けれども、やはり全国集計して見
まして三〇%では足りない。それで
そのやり方について、一応良心的
にみんなやつてくれているのだとい
ふことになりまして、そこでこの問
題が初めて解決できる。どうも一
年や二三年で来た例によりまして
と、やはりさういふふうな道をと
つて行かないと、これがうまく行
かないのではないかといふような感
じを持つておるわけではございま
す。もう暫らく御猶予を頂ければ
有難いと思つてゐます。それから
あとの……。

○藤原道子君 良心的にやつてい
て赤字が出た場合に……。

○政府委員(太宰博邦君) それでは
赤字が出た場合でございまして、
実は今年度の分につきましては、御
承知のように予備金から五億出し
まして、これを始めておるわけであ
ります。只今やつておられますのは、
大体只今までの中間報告では、この
予備金の五億と、それから既定の
予算等で以てお叱りを受けるよう
な無駄なことをしない、これが大
体解決ができるというふうな見通
しで、実はほつとしたような程度
の気持ちを持つておるわけであり
ます。それで明年度につきましても、
明年度予算の概算要求の際にも、
何とかして多少とも援護率を高
めて行きたいと思つたのであります
が、不幸にしてこれを現状維持で
行かざるを得なくなつたのでござ
います。併し先ほど申し上げまし
たやうな点を検討いたしましたし
て、さうしてまあどうしても足
りないといふことになりました。然
るに、当然年度分につきましても
今年同様予備金で以て考慮するよ
うに努力をして、同時にさうい
ふような点が各方面の御認識を
頂きますれば、まあその次の年
度からはもう予算の当初から少
しふくらまして行くといふやうな
程度にでも漕ぎつけて行きたい
といふやうに今このところ考
えておる次第であります。

○藤原道子君 措置されるべき
児童のくらゐと見ておられますか。
措置されるべき児童で未だに放
置されておる児童……。

○政府委員(太宰博邦君) 昨年の
七月でございまして、全国の
抜き出し検査で調べたものから
の推計でございまして、やはり
保育所に入れるべき子供とい
うものが約十八万ほどの推計に
なつております。こちらは勿論
正確な点は、推計でござい
ますから言へませんが、推計でも
まあ少くとも百人定員の保育
所につきましても更に千八百
くらいは必要でございますか、
それくらいは必要である、こ
ういふふうなことになる

今やつておられますのは、大体
只今までの中間報告では、この
予備金の五億と、それから既定
の予算等で以てお叱りを受ける
ような無駄なことをしない、こ
れが大體解決ができるという
ふうな見通しで、実はほつ
としたような程度の気持ち
を持つておるわけでありま
す。それで明年度につきま
しても、明年度予算の概算
要求の際にも、何とかして
多少とも援護率を高めて
行きたいと思つたのであ
ります。併し先ほど申し上げ
ましたやうな点を検討し
ましたし、さうしてまあ
どうしても足りないとい
ふことになりました。然
るに、当然年度分につ
きましても今年同様予
備金で以て考慮するよ
うに努力をして、同時
にさういふような点
が各方面の御認識を
頂きますれば、まあ
その次の年度からは
もう予算の当初から
少しふくらまして
行くといふやうな
程度にでも漕ぎつ
けて行きたいとい
ふやうに今この
ところ考えてお
る次第でありま
す。

○竹中勝男君 これは希望なん
です。これはやはり児童問題は、
厚生省の行政の上で非常に重要
性を持つてゐると思つてゐる
と思いますが、これは世間で考
えてゐるよりもはるかに重要
性を持つてゐるのだといふ
ふうに考えておられます。一つ
局長慎重に研究して頂いて、
幾らかあの上で自信を以て
やられるといふことは私は
大変賛成なんですけれども、
現実の問題としても、又十分
に考へて頂きたいと思つて
ゐます。併し一面あらゆる
学校教育でも、労働行政でも、
日本の国民経済の現状から
するとアンバランスのやうな
経済なんです。それから、
まあ不完全なことをとにかく
やるという、これが現実なん
ですから、児童行政だけ
どうも固苦しくならないで、
応急的な

おるわけでありまして、従
いましてここ一、二年でさ
ういふ子供を全部解決し
てしまふというわけには
行かない問題だとは存じ
ておりますが、この点につ
いては努力をするとい
う以外には、ちよつと
今のところはお答え
いたしかねる次第
であります。

○藤原道子君 さうするとその
千八百カ所作るのにどのくら
いの予算が必要
ですか。

○政府委員(太宰博邦君) 今国会
で御審議を願つておられます
明年度の概算要求で申しま
すと、新築百カ所の分につ
きまして二億でござい
ますから、約一カ所
当りその割でいた
しますと、国の補助
の分二百万円、勿
論そのほかちよつ
と若干増改築があ
りますから、多少
下廻るかも知れ
ませんが、百七、
八十万円くらい
にならうと思
います。その割で
計算して行けば
大體の見当は出
ると思つてゐ
ます。これは国庫
負担分でござ
います。

措置というものはあらゆる点で日本の行政上を打たなければならぬ点だといふこともお考え頂きたいと思ひます。

○藤原道子君 いま一点だけ……。当委員会では児童福祉法の審議以来幼稚園と保育所の一本化という問題、それから少年法ですとか、児童福祉法、これはやはり二本建になつておりますね。これを一本化すべしという声が相当強いのでございますが、局長はこの保育所と幼稚園の一本化、それから少年保護法ですか、少年法と児童福祉法の一本化についてどういふ御見解を持っておりますか。

○政府委員(太宰博邦君) 純理論的に申し上げますと、幼稚園はやはり教育機関でありまして、義務教育前の幼児教育といふふうな建前になつております。それからまあ保育所は申上げますまでもなく児童福祉の機関でございまして、その辺におきまして根本的な差違がある。それがいろいろな点に現われて参りまして、例えば向うのほうはこの子供を扱う時間が午前中で以て昼から始まるというふうな場合がありまして、こちらのほうは夜お母さんが引取りに来るまで何時までも待つていふといふようなこともございまして、それから又向うのほうには義務教育でございせんから、この幼稚園に入れる人だけ入れる、貧乏で金を納められない人があればそんなものはオミットしても一向差支えない。こちらは金が納められない人は、却つてそういう人こそ考えてやらなければいけません。そういうふうな面ではいろいろな点でニュアンスが出て来ると思ひます。勿論保育の内容は相手が心身未成熟の子供でございまして、

から、そのあらゆる場合において教育的な考慮といふものが払われなければならぬといふことはこれは申すまでもないのでございまして、やつていましてこのを見ますと幼稚園も折紙をやつてい、保育所も折紙をやつてい、似たところはありますと思ひますけれども、やはりその本質から考えて参りますれば、私はそこは判然と区別されて行くのじやないかといふふうに考えております。それから少年法でございまして、これは申すまでもなく司法権の作用としてのあれでございまして、それから私どものほうのあれに準ずるといふしますと、やはり教育院といふのが差

当りの一つの例になると思ひますが、これはやはり同じ性質のもので、これは児童福祉の機構といふことになつております。児童でございまして、例えば大人と違ひまして、まあ心身の未成熟といふ点からいふても考慮いたしまして、たとへば間に間違つた行為がそこにあつたからと言つて、直ちに司法権の作用とかいふようなことをするのが果してその子供のために適切な方法かどうかといふこともまあ考えなければならぬ。さればと言つてやはり児童であるからと言つてあらゆる場合において責任は問われないのだ、もう福祉々々で行くんだ、これも許され

ない、御承知の通り今日では十四歳未満の児童であります場合には、その犯した仮に行爲がどのような行為でありまして、全部児童福祉のほうでやつてい、仮に十四歳以上になりますと、或る程度の責任能力があるとされまするもので、それ以上になりますと、事の軽重によりまして、少年院なり、或いは向うのほうに司法権の作用のほ

うに移つて行くと思ひます。さうな点で以て一応理論的に区別をされるのですが、併しその間の連繫といふものは絶えず密接にとつて行くわけでございます。御質問の趣旨がこれをどういふふうにしたらいいかといふのでは、さういふことではございませんか。

○藤原道子君 局長の見解を伺つたのです。幼児教育といふことは大事なことで、これは平等でなければいけないと思ひます。貧乏人の子は幼児教育は要らないかといふことになる。でこれは随分議論のあるところでございますが、今日は時間の関係もございまして、局長の見解を伺ひましたが、いづれ又改めて……。

○委員(上條愛一君) それでは派遣議員の報告に対する質疑はこの程度にいたしたいと思ひますがよろしくございしますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) それでは次に医療法の一部を改正する法律案について政府委員の説明をお聞きしたいと思ひます。簡単でありますので御承認願ひたいと思ひます。

○政府委員(曾田長崇君) 本案につきましては、提案理由の説明として政務次官より申上げましたことに更に特別附加して申上げることにもないと思ひますが、一点だけ申述べさせていただきます。

この案を提出いたしますに於いて一つの根本的な考え方といたしましては、私どもはここの診療施設のうち病院と診療所といふものの中にはただ規模の大小といふことだけではなしに、その性格、役割といふようなものに根本

的な相違があるといふふうに考えておるのであります。即ち病院は患者の収容、診療に当り、診療所はいずれかと申しますれば原則としてはこの外来診療を主とするものである、こゝういふような点から、ただ単にベッドの数が十九床以下であるか、二十床以上であるかといふことだけではございせん

で、その機能を十分に果されるというふうな意味から、この病院には病院としての特殊な設備を整えて、又それに必要なその機能を十分果し得る人員も備えるといふことが必要だと考えておるのであります。御承知のように医療法には、特に病院に対してはいろいろ物的な施設及び人員の整備について細かく規定が定められておりまして、診療所より以上にこの物的人的の整備を図らなければならぬといふことになつておるわけでありまして、こゝういふような点についての原則は私ども今後の医療機関の整備を図つて行きます場合にも、やはり堅持して参らなければならぬものといふふうに考えておるのであります。そういう点から参りますれば、理想的に考えますならば、診療所は一切患者を収容しない。収容を要する患者はすべて病院に収容する。少くとも病院の物的、人的の要件を備えておきますような相当整備した医療施設でなければ入院診療は行わないといふことが望ましいと考えておるわけでありまして。

併しながら日本の現状といたしましては、かような原則を窮屈に実施しようといふことにはいたしませんが、必ずしも実行が可能でない。地域的にも病院の分布が十分でございせんし、又この病院の分布があるところでも、特

に例えば軽症の者とか、或いは緊急を要する場合とか、かような場合には診療所において若干の患者を収容するといふことが、その患者のために非常に好都合であるといふ場合を認めざるを得ないのであります。

こゝういふような意味から、従来の医療法の十三条に定められておりました条項を、そのまま適用して参ることに幾多の支障があるといふことで、御承知のように昭和二十六年法律第二百五十九号で、本年の十一月十一日までその例外として診療所においても患者を四十八時間以上収容することができるといふことになつておつたのであります。いふくこの期限が切れました後において、かような特別措置が不要になるかと申しますと、やはり今直ちにこれを廃止することはできない。これを若干年延期するといふようなことを考へてみましたが、近い将来にこの特

例が不要になるといふことも予想できませんので、この法律の十三条を改正いたしまして、窮屈にどうしても四十八時間以上患者を置いてはならぬといふことではなしに、併しながら先ほど申上げましたような病院のあり方、診療所のあり方といふような点から考へてみますと、やはりこの収容患者といふものは病院に収容、治療を行うことが飽くまでも原則であつて、そして止むを得ない場合、又大きい支障のない場合には四十八時間を超えてもかまわぬといふ措置をとることが一番妥当ではないかといふふうに考へて、この改正案を提出いたしました次第なのであります。これが現在の十三条を改めまして、一つの目標規定にして必ずしもこれに窮屈に縛られないといふ

ようなことにいたしました。そうして而もさればといつてこの条項を全部削除するといふ考え方に立ち至らなかつた理由は、今申上げたような事情による次第であります。

○委員長(上條愛一君) それでは今日の各法案に対する質疑は次の機会に譲りまして、本日はこの程度で散会いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(上條愛一君) 御異議ないと存じますので、本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後四時十八分散会

二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、消費生活協同組合法の一部を改正する法律案

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案

消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(名称)」に改め、同条第二項中「前項に掲げる文字」を「消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会であることを示す文字」に改め、同条に次の一項を加える。

3 消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会は、その名称を使用することを他人に許諾してはならない。

第十条第三項を削る。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(規約)

第二十六条の二 会計又は業務の執行に關し、組合の運営上重要な事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

第三十九条第一項中「定款」を「定款、規約」に改める。

第四十二条中「第五十五条」を「第五十六条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、民法第五十六条中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「当該行政庁ハ利害關係人ノ請求ニ因リ、又ハ職權ヲ以テ」と読み替へるものとする。

第四十三条第一項中第二号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 規約の設定、変更及び廃止

第五十二条第四項中「五分」を「一割」に改める。

第五十三条の次に次の一条を加える。

(財務基準)

第五十三条の二 前三条に定めるものの外、組合がその財務を適正に処理するために必要な事項は、厚生省令で定める。

第五十八条中「及び設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分」に違反する場合を、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の

処分違反する場合及びその組合が事業を行うに必要な経営的基礎を欠く等その事業の目的を達成することが著しく困難であると認められる場合」に改める。

第五十九条第二項中「前条」を「前項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第五項前段中「第五十七条第一項の認可があつたものとみなす」を「第五十七条第一項の申請書が受理されたものとみなして、第一項から第三項までの規定を適用する」に改め、同項後段を削る。

第五十九条の次に次の一条を加える。

(認可の失効)

第五十九条の二 第五十七条第一項の認可は、認可のあつた日から六箇月以内の主たる事務所の所在地において設立の登記の申請がなされないときは、その効力を失う。

第六十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号を削り、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 定款に定めた存立時期の満了又は解散事由の発生

三 目的たる事業の成功の不能

第六十二条第二項を次のように改める。

2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、当該行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第七十条第二項を削る。

第九十三条中「処分又は定款を守らせるために必要であると認めるとき」を「処分、定款若しくは規約を守らせるために必要であると認めるとき」と改める。

第九十三条の次に次の一条を加える。

第九十三条の二 当該行政庁は、組合に關する行政を適正に処理するために、毎年一回を限り、組合から、その組合員、役員、使用人、事業の分置その他組合の一般的状況に關して必要な報告を徴することができる。

第九十四条第一項中「又は定款」を「定款又は規約」に改め、同条第二項中「処分又は定款を守らせるために、必要であると認めるとき」を「処分、定款若しくは規約を守らせるために必要であると認めるとき、又は組合の運営が著しく不当であると認めるとき」に改める。

第九十五条第一項を次のように改める。

当該行政庁は、前条の規定による検査を行つた場合において、その組合が、左の各号の一に当該するものと認めるときは、その組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができ

一 その業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款又は規約に違反していること。

二 正当な理由がなくて一年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後一年以上内にその事業を開始しないこと。

三 前各号に掲げるものの外、その運営が著しく不当であること。

第九十五条第三項中「又は第十条若しくは第十二条第三項の規定に違反した場合」を「第三条第三項、第十条若しくは第十二条第三項の規定に違反した場合又は第一項第二号に掲げる事由に該當する場合」に改める。

第九十五条の次に次の一条を加える。

(弁明の機会の供与)

第九十五条の二 当該行政庁は、前条第三項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該組合に弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、命令の理由並びに弁明の期日及び場所をその期日の二週間前までに、当該組合に通知しなければならない。

2 当該組合及び利害關係人は、弁明の期日に出頭して、自己又は本人のために釈明をし、且つ、有利な証拠を提出することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律による改正後の第五十九条の二の規定は、この法律の施行前になされた組合の設立の認可についても、適用されるものとする。但し、同条に規定する期間は、この法律の施行の日から起算する。

3 この法律による改正後の第九十五条第一項第二号の規定は、この法律の施行前に成立した組合で、この法律の施行の際現にその事業を休止し、又はまだその事業を開

始していないものについても、適用されるものとする。

二月二十六日日本委員会に左の事件を付託された。

一、生活保護費予算増額に関する請願(第二二九三号)

一、社会福祉事業費国庫補助削減反対に関する請願(第一二九四号)(第一二九五号)

一、生活保護費等の予算削減反対に関する請願(第一二九六号)

一、戦傷病者援護に関する請願(第一三一一号)(第一三三四号)

一、クリーニング業試験制度存続に関する請願(第一三三九号)

一、社会保険の冬期採暖料に関する請願(第一三三九号)

一、生活保護費予算増額に関する請願(第一三三九号)

一、未復員者給与方法適用患者に生活扶助料支給の請願(第一三六一号)

一、戦傷病者援護に関する請願(第一三六六号)(第一三九九号)(第一四六五号)

一、理容師美容師法中一部改正反対に関する請願(第一三八六号)(第一三九八号)(第一四〇〇号)

一、国立療養所給食費増額に関する請願(第一三八七号)

一、南方地域の未帰還同胞に関する請願(第一三九六号)

一、理容師美容師法中一部改正反対に関する請願(第一四〇〇号)

一、身体不自由婦人の共同作業場等建築に関する請願(第一四〇一号)

一、朝鮮人貧困者に生活保護法適用等に関する請願(第一四〇二号)

一、社会保険費削減反対に関する請願(第一四三三号)

一、理容師美容師法中一部改正反対に関する請願(第一四三八号)

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大等に関する陳情(第三三三九号)

一、清掃事業施設費国庫補助に関する陳情(第三三九七号)

第二二九三号 昭和二十九年二月十日受理

生活保護費予算増額に関する請願

請願者 静岡県浜名郡赤佐村国立療養所天龍荘内、片山覚次外七百八十一名

紹介議員 有馬 英二君

昭和二十九年年度予算案における生活保護費は昭和二十八年年度より十五億円増加されているが、実質的には二十八年年度の赤字並びに医療単価の値上り、物価指数の上昇等により二十八年度に比較してはるかに少く、もし本予算案がこのまま成立するならば当然保護者が大量に打ち切れ、一部の負担は増加し、かつ診療及び看護の制限等によつて保護費の支出を最小限に食い止める方針が打ち出される結果となり、生活保護法によつて療養を続けている結核患者に多大な影響を与えることになるから、生活保護費の予算を増額せられたいとの請願。

第一二九四号 昭和二十九年二月十日受理

社会福祉事業費国庫補助削減反対に関する請願

請願者 大阪市西成区千本通

請願者 大阪府西成区千本通

加納治朗外二百三十六名

紹介議員 一松 定吉君

政府においては、今回、社会福祉関係法の国庫補助率を全面的に切り下げ、その負担を地方に転嫁しようとする計画しているが、もしこれが実施されるならば、これら諸法の円滑な運営を期待し得ないことは明らかであり、ことに生活保護法と失業対策事業に重大な影響を与え、かつ窮迫した地方財政を破滅に導くものであるから、社会福祉関係法の現行補助率を堅持し、それに必要な予算を計上せられたいとの請願。

第二二九五号 昭和二十九年二月十日受理

社会福祉事業費国庫補助削減反対に関する請願

請願者 大阪市西淀川区御幣島町中一 池永辰次郎外十名

紹介議員 一松 定吉君

この請願の趣旨は第一二九四号と同じである。

第二二九六号 昭和二十九年二月十日受理

生活保護費等の予算削減反対に関する請願

請願者 大分市坊ヶ小路三三七 四 伊藤寛治外五十一名

紹介議員 一松 定吉君

政府は、昭和二十九年年度予算案においてインフレの防止を企図するとし、防衛関係費の増進を企図するとし、生活保護費、児童保護費等をはじめとし社会福祉並びに社会保険関係費の大幅な削減を試みることと、社会福祉事業界の多年

の要望である社会福祉事業振興に対する出資を取り止めたが、もし本予算案がそのまま成立する時は、単に社会福祉事業の遂行にじん大なる障害を与えらるばかりでなく、勤労庶民階級の生活安定を無視する結果となるから、国家百年の大計を誤らせない方針を確立せられたいとの請願。

第二三一一号 昭和二十九年二月十日受理

戦傷病者援護に関する請願

請願者 福井市館町傷病軍人会内 真田清一郎

紹介議員 酒井 利雄君

日本傷い軍人会は、傷病恩給、年金の復活に依りて、更に傷い軍人の援護を拡充強化するため、(一)戦傷病者の実態調査を徹底的に実行すること、(二)困窮傷い軍人を更生せしめるため、生業資金の貸与、集団施設、授産場の設置を図ること、(三)戦傷病者のための結核療養所及び精神病院を設置すること、(四)戦傷病者の互助共済のための医療、宿泊、集合、精神修養等を行う戦傷病者集会ホームを東京、大阪、福岡、仙台等に設置すること、(五)傷い軍人証、き章、門標を制定配布すること等の援護更生事業に邁進しているから、これに必要な資金として、新聞紙上に伝えられる接収ダイヤモンド貴金属による政府収益の一部を部与せられたいとの請願。

第一三三四号 昭和二十九年二月十日受理

クリーニング業試験制度存続に関する請願

請願者 山梨県甲府市境町二〇 山梨県クリーニング工

業協同組合内 大宮山 宗忠外四十名

紹介議員 廣瀬 久忠君

クリーニング業法における試験制度は、現在では真に全業者の被服の衛生と経済面にわたる奉仕の精神と経営向上の拠点となつてはいる実状であつて、本制度を廃止することは折角盛り上つてきた業者の向上心を失わせる結果となり、しかも本制度があるために主務省及び地方公共団体の負担する事務費や人件費は、行政整理に資するには余りにもきん少であるから、クリーニング業法の存続と併せて試験制度を存続せられたいとの請願。

第一三四四号 昭和二十九年二月十日受理

戦傷病者援護に関する請願

請願者 福井市館町福井県傷い軍人会内 真田清一郎

紹介議員 堂森 芳夫君

この請願の趣旨は、第一三一一号と同じである。

第一三三九号 昭和二十九年二月十日受理

社会保険の冬期採暖料に関する請願

請願者 東京都文京区湯島三の一 社団法人日本病院協会 会長 上条秀介

紹介議員 谷口三郎君

寒冷地手当は、その寒冷の程度に依り、北海道以外の地にも支給されているが、社会保険の冬期採暖料については、北海道地区だけが入院一人一日七点、外来一件五点の支給を受けているのみで降雪量、寒冷の程度にはほとんど差違のない青森、秋田、岩手県等に全然支給されていないことはなほ不合理

であるから、寒冷地手当支給地区には社会保険においても冬期間採暖料を支給せられたいとの請願。

第二三五九号 昭和二十九年二月十二日受理

生活保護費予算増額に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市堀端通市立宇和島病院内 中村昭夫外九十七名

紹介議員 上條 愛一君

この請願の趣旨は、第一二九三号と同じである。

第一三六一号 昭和二十九年二月十二日受理

未復員者給与法適用患者に生活扶助料支給の請願

請願者 富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内 石渡正好

紹介議員 館 哲二君

元軍人軍属で内地、朝鮮、台湾、樺太において死病した患者は、非公務として、恩給法の適用から除外され、何等の国家保障もなく放置されているため、本人はもち論、家族の窮状は見るに堪えないものがあるから、恩給法による公務のわくを拡げて、二等症の未復患者にも恩給法を適用するか、もしくはこれに代るべき生活金を支給されるよう、立法的にも、予算的にも措置を講ぜられたいとの請願。

第一三六六号 昭和二十九年二月十三日受理

戦傷病者援護に関する請願

請願者 東京都中央区明石町二八傷い軍人会内 馬場 敏

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一三四四号と同じである。

第一三八六号 昭和二十九年二月十三日受理

理容師美容師法中一部改正反対に関する請願

請願者 三重県四日市市江田町一四三五 松田みどり

紹介議員 井野 碩哉君

今般行政改革本部から厚生省に内示された理容師美容師法の一部改正案は、理容師美容師の実質を低下させ、理容美容文化の向上を阻止し公衆衛生を無視するものであつて、社会福祉の面に害を与えることが極めてじん大であるから、絶対に反対であるとの請願。

第一三八七号 昭和二十九年二月十三日受理

国立療養所給食費増額に関する請願

請願者 富山県東礪波郡城端町国立療養所北陸荘内 水木四郎外九百四十九名

紹介議員 館 哲二君

国立療養所の現行給食費は一日九十三円で、現在の物価に比較してあまりにも低額であり、このままでは結核療法に悪影響を及ぼし、ひいては生命にも脅威を加えるから、給食費を百三十円に引き上げられたいとの請願。

第一三九六号 昭和二十九年二月十五日受理

南方地域の未帰還同胞に関する請願

請願者 京都市中京区夷川通鳥丸西入 守山久次郎外八名

紹介議員 井上 清一君
南方地域の元軍人未帰還同胞は、現地解除あるいは離散逃亡という汚名をきせられて未帰還者留守家族等援護法から除かれているが、敗戦時における現地日本軍隊の混乱は名状することができないう状態であつた。特別任務のため本部と離れていた者あるいは避難行軍中の事故によつてやむなく本隊と離れた者等敗戦混乱の現地における不可抗力による実状を察することなく、一方的に離散または逃走という汚名をきせて本法から除外することは遺憾に堪えないから、本法を改正してこれらの者を適用範囲に含めるとともに、南方地域残留同胞の再調査をなし、生存者はすみやかに帰還せしめ、死亡者に対しては明確な死因、場所の公表、遺骨、遺品の送還等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一三九八号 昭和二十九年二月十五日受理

理容師美容師法中一部改正反対に関する請願

請願者 東京都中野区江古田四ノ一七四九 高木章外一名

紹介議員 長谷山行毅君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一三九九号 昭和二十九年二月十五日受理

戦傷病者援護に関する請願

請願者 埼玉県浦和市常盤町四ノ四四 磯田正則

紹介議員 関根 久藏君

この請願の趣旨は、第一三二一号と同じである。

第一四〇〇号 昭和二十九年二月十五日受理

理容師美容師法中一部改正反対に関する請願

請願者 名古屋市中区大池町一ノ四五 愛知県美容協同組合理事長 坂部鉦一

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第一四〇一号 昭和二十九年二月十五日受理

理容師美容師法中一部改正反対に関する請願

請願者 東京都港区芝三田松坂町一八肢体不自由婦人共助会内 浦辺竹代外五名

紹介議員 赤松 常子君

い体不自由婦人共助会は、い体不自由な婦人が互に励ましあい助けあつてみずから運命をきりひらいていくことを目的としたさやかな集りであり、現在会員は三十余名にすぎないが、会員のはとんどの者は実社会では乗物にも介補を要し、松葉つえや車いすによらなければ行動できないため、就職がきわめて困難であり、かりに就職できたとしても少ない収入では到底自立することが困難な現状に鑑み、これらのい体不自由婦人厚生のために、共同作業場と住宅を兼備した施設を建設せられたいとの請願。

第一四〇二号 昭和二十九年二月十五日受理

朝鮮人貧困者に生活保護法適用等に関する請願

請願者 東京都港区芝新橋七ノ一二 李日雨

紹介議員 木下 源吾君

在日朝鮮人は、民族的差別と政府の弾圧によつてその生活条件は日々悪化の一途をたどりいまや飢饉線上にさまよふものが数多くあらわれてきているから、日鮮両民族の友好と親善のために、また人道からもこれら朝鮮人に對し社会保障の適用並びに失業者の就労、中小企業者の既得権及び金融等について差別なく取り扱われたいとの請願。

第一四三五号 昭和二十九年二月十六日受理

社会保険費削減反対に関する請願

請願者 福島市上浜町三〇福島県社会福祉協議会内 門馬直記

紹介議員 赤松 常子君
国民の福祉を護るため、(一)昭和二十九年年度保育所措置費国庫負担金は援護率六十の繰で増額修正すること、(二)社会福祉事業振興会法施行に伴う社会福祉事業施設費を少くとも五億円程度の予算措置を講ずること、(三)宝くじを中央共同基金において発行し得るよう措置すること、(四)民生委員、児童委員の活動強化費の予算措置を講ずること等の実現を図られたいとの請願。

第一四六五号 昭和二十九年二月十七日受理

戦傷病者援護に関する請願

請願者 京都市中京区夷川通東洞院西入 山科喜一

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第一三二一号と同じである。

第一四六五号 昭和二十九年二月十七日受理

戦傷病者援護に関する請願

請願者 京都市中京区夷川通東洞院西入 山科喜一

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第一三二一号と同じである。

第一四六五号 昭和二十九年二月十七日受理

戦傷病者援護に関する請願

請願者 京都市中京区夷川通東洞院西入 山科喜一

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第一三二一号と同じである。

第一四五八号 昭和二十九年二月十七日受理

理容師美容師法中一部改正反対に関する請願

請願者 静岡市東草深町二ノ二八 遠藤富久代

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第三三九号 昭和二十九年二月十一日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲拡大等に関する陳情

陳情者 神戸市生田区中山手通四ノ七八ノ二兵庫県町村自治会館内兵庫県町村会

内 田村昌義

戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用範囲を拡大して、内地勤務中に死亡した者、外地における胃ガン、腹膜炎等の死亡者、あるいは服役中の公務に基因する病気で帰郷後に死亡した者等の遺族に対しても本法による援護を得られるようにすると共に、本法による援護の決定手続においても本人死亡当時、遺族の居住した市町村長の証明書をもつて裁定し得るようでき得る限り手続の簡便を図り、いまだ本法の恩恵に浴していない遺族をしてすみやかに援護を受け得るようにせられたいとの陳情。

第三七九号 昭和二十九年二月十六日受理

清掃事業施設費国庫補助に関する陳情

陳情者 岡山県児島市長 中塚元太郎

し、尿、じんかい等を処理するための清掃事業施設は、文化の進展、科学の進

第八部 厚生委員会会議録第十三号

歩によつて、戦後画期的な発展を遂げつつあるため、国民保健衛生の向上はまことにいみじいものがあるが、理想的近代施設の建設には多額の経費を伴うこととなり、この経費負担をひとり市町村のみの責任とするのは、現在の市町村財政から考えて到底その推進は困難なる実状であるから、清掃法案制定にあつては、これら施設に對し国庫補助の措置を講ぜられたいとの陳情。

三月一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案

未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「（葬祭料）」に改め、同条第一項中「未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二項第二項の規定により未帰還者とみなされる者につき」を削り、「その者の死亡」を「未帰還者の死亡」に、「遺骨の埋葬に要する経費」を「葬祭料」に改める。

第十七条第一項中「前条第一項に規定する者」を「未帰還者のうち、未復員者、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある者又は第二項第二項の規定により未帰還者とみなされる者」に改め、「その遺族」を「その遺族（遺族が

ない場合においては、葬祭を行う者）」に改める。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第二十六条中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第三十三条中「北緯二十九度以南の南西諸島を」を「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む）」に改める。

附則第二十七項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

附則に次の一項を加える。

（沖縄地域に関する特例）

40 硫黄島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む）に住所又は居所を有する者その他政令で定める者については、留守家族手当の支給の始期及び支給方法並びに療養の給付を受けることができる期間に関し、政令で、必要な特例を定めることができる。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項の規定は、昭和二十九年四月一日から施行し、附則第四項の規定は、昭和

二十八年八月一日から適用する。

（厚生省設置法の一部改正）

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第四号中「未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）」の上に「未帰還者等の状況調査を実施し、並びに」を加える。

第十四条の二第八号中「前三号」を「前二号」に改め、同条中第七号を削り、第六号を第七号とし、同号を次のように改める。

七 未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関すること。

第十四条の二第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 未帰還者留守家族等援護法を施行すること。

第二十八条の二を次のように改める。

（未帰還調査部）

第二十八条の二 未帰還調査部は、未帰還者等の状況調査及び死亡処理並びに旧陸海軍関係の

死亡者の遺骨及び遺留品の処理に関する事務をつかさどる機関とする。

2 未帰還調査部は、千葉県に置く。

3 未帰還調査部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十九条の五第一項中「第十四条の二第五号、第六号及び第八号」を「第十四条の二第六号から第八号まで」に改める。

第三十九条の六第二項の表中「広島県船越町」を「広島市」に改める。

第三十九条の八中「第十四条の二第五号」を「第十四条の二第六号」に改める。

（厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正）

3 厚生省設置法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

厚生省設置法第十五条の改正規定を次のように改める。

第十五条中「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

「社会保険審査会」に改める。

健康保険、船員保険及び厚生年金保険における保険給付に関する決定及び保険料その他の徴収等についての処分に関する不服を審査すること。

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養の給付を担当する者に対する適切な保険診療の指導監督に関する事項に改める。

国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議すること。

「中央社会保険医療協議会」

厚生省設置法第二十九条第一項の表の改正規定中

「中央社会保険医療協議会」

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師並びに国民健康保険の療養の給付を担当する者に対する適切な保険診療の指導監督に関する事項に改める。

国民健康保険の適正な診療報酬の標準額を審議すること。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
4 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第八十三条の四の次に次の一条を加える。

(未帰還職員についての特例)

第八十三条の五 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二條第一項に規定する未帰還者であつて、昭和二十八年七月三十一日現在在組員であつた者(この条において以下「未帰還職員」という。)は、第一條及び第八十六條第一項の規定にかかわらず、これを組合員とみなす。

2 未帰還職員に係る留守家族手当又は特別手当(昭和二十八年七月三十一日現在第八十六條第一項の規定による組合員であつた未帰還職員については、これらに相当する給付を含むものとし、この条において以下「手当等」という。)は、この法律の適用については、これを未帰還職員の収入とみなす。

3 未帰還職員については、その者の昭和二十八年七月三十一日における俸給又は俸給に相当する給与の額をもつて、俸給又は俸給に相当する給与の額とみなす。

4 手当等の支給機関(二以上の機関が手当等を支給する場合)は、そのうち大蔵大臣の定める機関は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその所属する組合に払い込まなければならない。

(国家公務員災害補償法の一部改正)
5 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第十六條第一項」を「未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第十七條第一項」に改める。

三月六日本委員会に左の事件を付託された。
一、狂犬病予防法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は一月二十六日)

三月六日本委員会に左の事件を付託された。
一、理容師美容師法中一部改正反対に關する請願(第一四八〇号)
一、恩給事務費増額等に関する請願(第一四九〇号)
一、未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長の請願(第一五〇三号)(第一五一六号)
一、社会保険診療報酬に關する請願(第一五〇四号)(第一五〇五号)
一、清掃法案中国庫補助条項に關する請願(第一五一八号)
一、生活保護費国庫補助増額に關する請願(第一五一九号)(第一五四五号)
一、社会保険の冬期採暖料に關する請願(第一五六〇号)
一、清掃法案中国庫補助条項に關する請願(第一五七二号)

一、指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に關する請願(第一五七五号)
一、クリーニング業試験制度存続に關する請願(第一五九五号)
一、指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に關する請願(第一五九七号)
一、未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長等の陳情(第四〇四号)
一、指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に關する陳情(第四一九号)
一、戦傷病者戦没者遺族等援護法中一部改正に關する陳情(第四五二号)
第一四八〇号 昭和二十九年二月十八日受理
理容師美容師法中一部改正反対に關する請願
請願者 東京都渋谷区中通三の五 田中雅子
紹介議員 海野 三朗君
行政改革本部案によると、理容師美容師法中一部改正案として、(一)免許については一定の資格者は、試験を要しないものとし、その他の者については試験を行うものとする、(二)理容所、美容所外の営業禁止を解除すること、(三)理容師、美容師連合会に關する規定を削除すること等を提案する模様であるが、これは業界の実態を無視し、いたづらに美容業者を混乱におとし入れるばかりであるから、これらの改正案には反対であるとの請願。
第一四九〇号 昭和二十九年二月十八日受理

恩給事務費増額等に関する請願
請願者 東京都目黒区駒場町八六一 柴山兼四郎
紹介議員 紅露 みつ君
旧軍人関係恩給ことにその公務扶助料の支給が滞滞しているから、(一)恩給支給事務費を都道府県に増額交付すること、(二)恩給裁定事務の簡素化を計ること、(三)下級者公務扶助料額を援護法による遺族年金額よりも低額とならないよう改正すること、等について適切な措置を講じその促進を計られたとの請願。

第一五〇三号 昭和二十九年二月十九日受理
未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長の請願
請願者 金沢市下石引町石川泉 飯塚和夫外八十九名
紹介議員 井村 徳二君
未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間は、昭和二十九年十二月二十八日をもって現在適用中のほとんどが打ち切られることになるが、未復員中の自己の責にきずることのできない疾病に対しては、治療するまでの医療は少くとも国家において保障すべきであると考えられるから、同法による医療給付適用期間を延長するよう法律の一部を改正せられたいとの請願。
第一五〇四号 昭和二十九年二月十九日受理

社会保険診療報酬に關する請願
請願者 奈良県高市郡高取町医師連盟内 下河辺直之 外三百七十八名
紹介議員 新谷寅三郎君

社会保険制度は、医療給付内容の発達とともに、いちじるしく向上し、急速な普及と同時に、国民医療の中核となつていくが、勤労者の賃金に基礎を置く現行の制度においては経済的に給付の質的向上に追隨することは困難であり、数次の賃金ベースの改正による自然増加は主として給付内容のために消費され、そのために診療報酬は数年間ずえ置き状態となつていくから、医療の水準保持上必要な単価として社会保険診療費を昭和二十九年度から一点二十円に改正せられたいとの請願。
第一五〇五号 昭和二十九年二月十九日受理
社会保険診療報酬に關する請願
請願者 大阪市天王寺区上本町三の三三三大阪府医師会 内 井岡健太外三千八百八十六名
紹介議員 左藤 義詮君
現在の医療社会保険の実状では保険医は安んじて国民医療の万全を期することができない段階に達したからこれを打開するため(一)社会保険診療報酬一点単価を二十円にすること、(二)社会保険診療報酬に対する課税を一般官公立医療機関と同等とすること、(三)社会保険診療報酬に対する税の源泉徴収を撤廃すること、(四)社会保険診療報酬一点単価の地域差を撤廃すること等についてすみやかな実現を計られたいとの請願。
第一五一六号 昭和二十九年二月十九日受理
未帰還者留守家族等援護法による医療給付適用期間延長の請願
請願者 静岡県賀茂郡竹麻村湊

国立療養所療病院白友
会内 金子長蔵外二百
七十四名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一五〇三号と同
じである。

第一五一八号 昭和二十九年二月十
九日受理

清掃法案中国庫補助条項に関する請願
請願者 福岡県門司市長 中野
真吾外二名

紹介議員 吉田 法晴君

今国会に都市多年の願望である清掃法
案が提出されたが、同法案では財政的
共同負担の原則を示しながら清掃施設
費に対する国庫補助規定を削除してお
り、さらに中央集権的色彩のために地
方自治の進展を阻みかつ事業運営の円
滑を欠くおそれがあるから、国庫補助
規定の撤定と、都市における清掃事業
運営上不適当な条項を修正せられたい
との請願。

第一五一九号 昭和二十九年二月十
九日受理

生活保護費国庫補助増額に関する請願
請願者 愛媛県温泉郡北吉井村
国立愛媛療養所内 後
藤宅美外九百八十九名

紹介議員 上條 愛二君
昭和二十九年予算における生活保護
費は、前年度より十五億円増額され、
また国庫負担も八割の線が確保されて
いるが生活保護費の長い年月にわた
る要求である完全給食、完全看護、
医療全額国庫負担等の確立にはほど遠
く、むしろ医療費の値上り、物価の高
騰、保護対象人員の抑制等により結核
患者の生活はますます深刻化する傾向
にあるから、昭和二十九年予算にお

ける生活保護費を三割五分程度増額せ
られたいとの請願。

第一五四五号 昭和二十九年二月二
十日受理

生活保護費国庫補助増額に関する請願
請願者 愛媛県松山市出淵町県
立愛媛病院内 村上昇
外四十八名

紹介議員 上條 愛二君
この請願の趣旨は、第一五一九号と同
じである。

第二五六〇号 昭和二十九年二月二
十二日受理

社会保険の冬期採暖料に関する請願
請願者 宮城県仙台市七、一二
一 一見超夫外十二名
小笠原三男君 湯山
勇君

紹介議員 小笠原三男君 湯山
勇君

公立病院の経営は、大体社会保険に依存
しているが、社会保険診療報酬単価の原
価計算中には冬期採暖料が計上されて
いないため、北海道では特に採暖料とし
て入院一人一日七角、外来一件五角が
現に支給されているにもかかわらず、
東北地方は北海道に次ぐ寒冷地であつ
ても採暖料が支給されていないことは
不合理であるから、東北地方において
も冬期間社会保険患者のため実際に暖
房を用いている病院に対しては、社会
保険における暖房料を認められたいと
の請願。

第一五七二号 昭和二十九年二月二
十三日受理

清掃法案中国庫補助条項に関する請願
請願者 岡山県玉島市長 堀口
功

紹介議員 加藤 武雄君

今国会に提出されている都市清掃法案
は、補助制度の条項を削除してある由
であるが、清掃諸施設の整備は公衆衛
生上等閑に付することのできない問題
でありかつこれが推進にはばく大な経
費を要するが、現在逼迫した都市財政
のみでは到底その実現は不可能である
から、同法中に補助制度の条項を加え
られたいとの請願。

第一五七五号 昭和二十九年二月二
十三日受理

指定薬品以外の医薬品販売業者の資格
制度に関する請願
請願者 長野市上松二四 飯島
謙吉外十八名

紹介議員 池田宇右衛門君
現在わが国の薬種商は、何等一定の資
格なく単に地方庁の免許によつてその
業務に従事するに過ぎず、今日医師、
助産婦、理容師、あんま術師、毒物劇
物営業管理人等保健衛生に携わる者の
ほとんどが資格をもたなければならな
い制度であり、全国共通であるのに反
し、薬種商のみがこのままの姿で放置
されていることは不合理であるから、
保健衛生の完べきを期するため、指定
薬品以外の医薬品販売業者の免許制度
を全国共通の資格制度に改められたい
との請願。

第一五九五号 昭和二十九年二月二
十四日受理

クリーニング業試験制度存続に関する
請願
請願者 文京区新諏訪町一三東
京都クリーニング商工
業協同組合理事長 赤
羽長一郎

紹介議員 安井 謙君

クリーニング業法における試験制度
は、現在では真に全業者の被服の衛生
と経済面にわたる奉仕の精神と経営向
上の拠点となつてゐる実状であつて、
本制度を廃止することは折角盛り上つ
てきた業者の向上心を失わせる結果
となり、しかも本制度があるために主
務省及び地方公共団体の負担する事務
費や人件費は、行政整理に資するに
余りにもきん少であるから、クリーニ
ング業法の存続と併せて試験制度を存
続せられたいとの請願。

第一五九七号 昭和二十九年二月二
十四日受理

指定薬品以外の医薬品販売業者の資格
制度に関する請願
請願者 福島市万世町一一 小
野寺虎正外六十三名
石原幹市郎君

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一五七五号と同
じである。

第四〇四号 昭和二十九年二月十九
日受理

未帰還者留守家族等援護法による医療
給付適用期間延長等の陳情
陳情者 新潟県柏崎市国立新潟療
養所内 田中義勝外一名

未帰還者留守家族等援護法による医療
給付適用期間は、昭和二十九年十二月
二十八日を以て現在適用中のほとんど
が打ち切られることになるが、未復員
中の自己の責にきずることのできない
疾病に対しては、治療するまでの医療
は少くとも国家において保障すべきで
あると考えられるから、同法による医
療給付適用期間を延長するよう法律の
一部を改正せられたいとともに、恩給法
による恩給受給者は外地発病者（一等

症）に限定されていたが、その他の軍公
務に起因して発病した二等症の者は恩
給を受けていないから、この一、二等症
を撤廃し軍公務起因の解釈を拡大せら
れるよう取り計らわれたいとの陳情。

第四一九号 昭和二十九年二月二十
二日受理

指定薬品以外の医薬品販売業者の資格
制度に関する陳情
陳情者 香川県高松市栗林町二
五〇 伊賀文治外二名

現在わが国の薬種商は、何等一定の資
格なく単に地方庁の免許によつてその
業務に従事するに過ぎず、今日医師、
助産婦、保健婦、理容師、あんま術
師、毒物劇物営業管理人等保健衛生に
携わる者のほとんどが資格をもたなけ
ればならない制度であり、全国共通で
あるのに反し、薬種商のみがこのまま
の姿で放置されていることは不合理で
あるから、保健衛生の完べきを期する
ため、指定薬品以外の医薬品販売業者
の免許制度を全国共通の資格制度に改
められたいとの陳情。

第四五二号 昭和二十九年二月二十
三日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法中一部改
正に関する陳情
陳情者 兵庫縣神崎郡福崎町高岡
名 一、一六七 松岡茂外一
名

陳情者松岡茂の叔父大は、昭和二十年
三月二十四日ルソン島において戦死し
たが、茂の祖母やえ、父操ともに死亡
したため戦傷病者戦没者遺族等援護
法による弔慰金の受領該当事者がなく、
墓所の建立もできない上、叔父の戦死

が大死となり英霊の慰めようがないから、関係法規を改正しておいである陳情者に弔慰金を支給せられたとの陳情。

三月八日本委員会に左の事件を付託された。

一、医療法の一部を改正する法律案

医療法の一部を改正する法律案

医療法の一部を改正する法律案

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 診療所の管理者は、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を四十八時間を超えて収容しないようにつとめなければならない。

第七十四条第一号中「第十三条」を「第十二条」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 診療所における同一患者の収容時間の制限に関する医療法の特例に関する法律（昭和二十六年法律第二百五十九号）は、廃止する。

三月八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、医療関係審議会設置法案

医療関係審議会設置法案

医療関係審議会設置法案

（設置）

第一条 厚生大臣の諮問に応じて、医師法（昭和二十三年法律第二百一

号第二十一条第一項但書、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二

号）第二十一条第一項但書並びに業事法（昭和二十三年法律第九

十七号）第二十一条第二号及び第三号に規定する省令の制定及び改正に關して調査審議させるため、厚生省の附屬機關として、医療関係審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）
第二条 審議会は、委員二十五人以上をもつて組織する。

2 委員は、厚生大臣が、左の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において任命する。

一 医師、歯科医師及び薬剤師 十人
二 医療を受ける立場にある者 十人
三 学識経験のある者 九人
四 関係行政機関の職員 三人
（委員の任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。
（会長及び会長の職務を行う委員）
第四条 審議会に、厚生大臣が委員のうちから指名した会長一人を置く。

2 会長は、審議会の所掌事務を総理し、審議会を代表する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を行う。

（會議）
第五条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部會）
第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、会長が指名する。

3 第四條第二項及び第三項並びに前條の規定は、部会長及び部会に準用する。

（幹事）
第七條 審議会に、幹事五人以内を置く。
2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 医師法、歯科医師法及び業事法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条 医師法第二十二條の改正規定、第二條 歯科医師法第二十一條の改正規定及び第三條 業事法第二十二條の改正規定中「別に定める審議会」を「医療関係審議会」に改める。

附則第二項中「医師法第二十二條第二項、業事法第二十二條第二

3 幹事は、会長の命を受けて、審議会の庶務を処理する。

（雜則）
第八條 この法律に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項の表中人口問題審議会の項の次に次のように医療関係審議会の項を加え、医師試験審議会の項中「昭和二十三年法律第二百一十一号」及び歯科医師試験審議会の項中「昭和二十三年法律第二百二號」を削る。

医療関係審議会 厚生大臣の諮問に応じて、医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十一條第一項但書、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二號）第二十一條第一項但書並びに業事法第二十二條第二項及び第三項に規定する省令の制定及び改正に關し調査審議すること。

項に規定する審議会を「医療関係審議会」に改める。

三月九日本委員会に左の事件を付託された。
一、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案
（予備審査のための付託は二月二十一日）

三月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、あへん法案

あへん法案
あへん法

目次

第一章 總則（第一条—第三条）
第二章 禁止（第四条—第十条）
第三章 栽培（第十一条—第十八条）

第四章 収納及び売渡（第二十九条—第三十五条）
第五章 管理（第三十六条—第四十一条）
第六章 監督（第四十二条—第四十五条）

第七章 雜則（第四十六条—第五十条）
第八章 罰則（第五十一条—第六十二条）

附則
第一章 總則

（目的）
第一条 この法律は、医療及び學術研究の用に供するあへんの供給の適正を図るため、国があへんの輸入、輸出、収納及び売渡を行い、あわせて、けしの栽培並びにあへん及びけしがらの譲渡、譲受、所持等について必要な取締を行うことを目的とする。

（国の独占権）
第二条 あへんの輸入、輸出、けし耕作者及び甲種研究栽培者からの一手買取並びに麻薬製造業者及び麻薬研究施設の設置者への売渡の権能は、国に専属する。

（定義）
第三条 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 けし パパヴェル・ソムニフ エルム・エル、パバヴェル・セテ イゲルム・デイーシー及びその

他のけし属の植物であつて、厚生大臣が指定するものをいう。
二 あへん けしの液じゅうが凝固したもの及びこれに加工を施したものを除く。をいう。
三 けしがら けしの麻葉を抽出することが出来る部分（種子を除く。）をいう。
四 けし栽培者 けし耕作者、甲種研究栽培者及び乙種研究栽培者をいう。
五 けし耕作者 採取したあへんを国に納付する目的で、第十二条第一項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。
六 甲種研究栽培者 あへんの採取を伴う學術研究のため、第十二条第一項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。
七 乙種研究栽培者 あへんの採取を伴わない學術研究のため、第十二条第二項の許可を受けてけしを栽培する者をいう。
八 麻葉製造業者 麻葉取締法（昭和二十八年法律第十四号）に規定する麻葉製造業者をいう。
九 麻葉研究者 麻葉取締法に規定する麻葉研究者をいう。
十 麻葉研究施設 麻葉取締法に規定する麻葉研究施設をいう。
第二章 禁止
（けしの栽培の禁止）
第四条 けし栽培者でなければ、けしを栽培してはならない。
（あへんの採取の禁止）
第五条 けし耕作者又は甲種研究栽培者でなければ、あへんを採取してはならない。

（輸入及び輸出の禁止）
第六条 何人も、あへんを輸入し、又は輸出してはならない。但し、国の委託を受けた者は、この限りでない。
七 何人も、厚生大臣の許可を受けなければ、けしがらを輸入し、又は輸出してはならない。
（譲渡及び譲受の禁止）
第七条 何人も、国以外の者にあへんを譲り渡し、又は国以外の者からあへんを譲り受けてはならない。
八 けし栽培者、麻葉製造業者又は麻葉研究施設の設置者でなければ、けしがらを譲り渡し、又は譲り受けてはならない。
九 前項に規定する者は、同項に規定する者以外の者にけしがらを譲り渡し、又は同項に規定する者以外の者からけしがらを譲り受けてはならない。
（所持の禁止）
第八条 けし耕作者、甲種研究栽培者、麻葉製造業者、麻葉研究者又は麻葉研究施設の設置者でなければ、あへんを所持してはならない。
九 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへん以外のあへんを所持してはならない。
十 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへんを第三十条の規定により厚生大臣が定めるその年の納付期限をこえて所持してはならない。
十一 麻葉製造業者、麻葉研究者又は麻葉研究施設の設置者は、国から売渡を受けたあへん以外のあへんを所持してはならない。
十二 けし栽培者、麻葉製造業者、麻葉研究者又は麻葉研究施設の設置者でなければ、けしがらを所持してはならない。

（吸食の禁止）
第九条 何人も、あへん又はけしがらを吸食してはならない。
（廃棄の禁止）
第十条 何人も、厚生大臣の許可を受けなければ、あへんを廃棄してはならない。
第三章 栽培
（栽培区域及び栽培面積）
第十一条 厚生大臣は、毎年、けし耕作者又は甲種研究栽培者がけしを栽培することが出来る区域及び面積を定めて、公告する。
（栽培の許可）
第十二条 採取したあへんを国に納付する目的で、又はあへんの採取を伴う學術研究のため、けしを栽培しようとする者は、あらかじめ栽培地及び栽培面積並びにあへんの乾そう場及び保管場を定めて、厚生大臣の許可を受けなければならない。
第十三条 あへんの採取を伴わない學術研究のため、けしを栽培しようとする者は、あらかじめ栽培地及び栽培面積を定めて、厚生大臣の許可を受けなければならない。
第十四条 前二項の許可を申請するには、栽培地の都道府県知事を經由して、申請書を厚生大臣に提出しなければならない。
第十五条 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、意見を附して、これを厚生大臣に進達するものとする。
（欠格事由）
第十三条 左の各号の一に該当する者には、前条第一項又は第二項の許可を与えない。
一 未成年者
二 禁治産者又は准禁治産者

三 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者
（許可の制限）
第十四条 左の各号の一に該当する者には、第十二条第一項又は第二項の許可を与えないことができる。
一 第四十二条の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者
二 この法律、麻葉取締法若しくは大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四号）に違反する罪又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第十四章に定める罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者
三 けしの栽培上又は取締上不適當と認める場所に栽培しようとする者
四 學術研究のため栽培しようとする場合を除き、申請に係る栽培面積が著しく狭い者
五 けし栽培者として必要な経営的又は技術的能力を有しないと認められる者
六 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前条各号の一又は第二号若しくは第二号に該当する者があるもの
（栽培許可証）
第十五条 厚生大臣は、第十二条第一項又は第二項の許可を与えたときは、その申請者に栽培許可証を交付しなければならない。
第十六条 栽培許可証には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
一 けし栽培者の氏名又は名称

二 けし栽培者の住所
三 栽培地
四 栽培面積
五 その他厚生省令で定める事項
第十七条 けし耕作者又は甲種研究栽培者に交付する栽培許可証には、前項各号に掲げる事項のほか、あへんの乾そう場及び保管場を記載しなければならない。
第十八条 栽培許可証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
（許可の有効期間）
第十六条 第十二条第一項又は第二項の許可の有効期間は、許可の日から一年以内の九月三十日までとする。
（栽培地以外における栽培等の禁止）
第十七条 けし栽培者は、許可を受けた栽培地以外の場所で、又は許可を受けた栽培面積をこえて、けしを栽培してはならない。
第十八条 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、許可を受けたあへんの乾そう場以外の場所であへんを乾そうし、又は許可を受けたあへんの保管場以外の場所であへんを保管してはならない。
（許可の変更）
第十八条 けし栽培者は、厚生大臣に対し、栽培地、栽培面積又はあへんの乾そう場若しくは保管場について、第十二条第一項又は第二項の許可の変更を申請することができる。但し、都道府県の区域をこえてこれらの事項を変更しようとする場合は、この限りでない。
第十九条 第十二条第三項及び第四項の規定は、前項の申請について、第十

四 条第三号から第五号までの規定は、前項の規定による許可の変更について準用する。

3 第一項の申請をするには、申請書に栽培許可証を添附しなければならない。

4 厚生大臣は、第一項の規定により許可を変更したときは、栽培許可証の記載のうち当該変更に係る部分を訂正して、これを申請者に交付しなければならない。

(事故の防止)

第十九条 けし耕作者又は甲種研究栽培者は、その採取したあへんを固に納付するまで、かぎをかけた堅固な設備内に収めてこれを保管しなければならない。但し、乾そう中は、かぎをかけた設備内に保管することができる。

2 前項に定めるもののほか、けし栽培者が、あへん又はけしがらについて、滅失、盗難、紛失その他の事故を防止するためにとるべき措置については、厚生省令で定める。

(事故の届出)

第二十条 けし栽培者は、その所有するあへん又はけしがらにつき、滅失、盗難、紛失その他の事故が生じたときは、すみやかに、都道府県知事を經由して、その数量、その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を厚生大臣に届け出なければならない。

(けしがらの譲渡及び廃棄)

第二十一条 けし栽培者は、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設設置者又は他のけし栽培者にけしがらを譲り渡し、又はこれらの者が

らけしがらを譲り受けたときは、十五日以内に、都道府県知事を經由して、厚生省令で定める事項を厚生大臣に届け出なければならない。

2 けし栽培者は、けしがらを廃棄しようとするときは、あらかじめ廃棄の日時、場所及び方法を都道府県知事に届け出なければならない。

3 けし栽培者は、けしがらを廃棄するには、前項の規定によつて届け出た方法によらなければならない。但し、あへん監視員から廃棄の方法につき指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(変更の届出)

第二十二条 けし栽培者は、第十五条第二項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項に変更を生じたときは、十五日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の届出をするには、届出書に届出の事由を証する書面及び栽培許可証を添附しなければならない。

(再交付)

第二十三条 けし栽培者は、栽培許可証をき損し、又は亡失したときは、十五日以内に、都道府県知事を經由して、厚生大臣に栽培許可証の再交付を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、申請書に、その事由を記載し、且つ、栽培許可証をき損した場合にあつて

は、その栽培許可証をこれに添附しなければならない。

3 けし栽培者は、第一項の規定により栽培許可証の再交付を受けた後、亡失した栽培許可証を発見したときは、十五日以内に、都道府県知事を經由して、厚生大臣にその栽培許可証を返納しなければならない。

(許可の失効の届出)

第二十四条 けし栽培者が死亡し、又は法人たるけし栽培者が解散したときは、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、十五日以内に、都道府県知事を經由して、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出をするには、届出書に栽培許可証を添附しなければならない。

(廃止の届出)

第二十五条 けし栽培者は、けしの栽培又は研究を廃止したときは、すみやかに、都道府県知事を經由して、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出をしたときは、第十二条第一項又は第二項の許可は、その効力を失う。

(けし耕作者の栽培義務)

第二十六条 けし耕作者は、正当な理由がなければ、けしの栽培を廃止し、又は栽培面積を縮小してはならない。

(許可証の返納)

第二十七条 けし栽培者は、その許可が効力を失つたときは、十五日

以内に、都道府県知事を經由して、厚生大臣に栽培許可証を返納しなければならない。

(許可が失効した場合等の措置)

第二十八条 けし栽培者は、第二十五条第二項の規定によりその許可が効力を失い、又は第四十二条の規定によりその許可を取り消されたときは、十五日以内に、都道府県知事を經由して、現に所有するあへん及びけしがらの数量を厚生大臣に届け出なければならない。

2 前項の者であつてあへんを所有するものについては、そのあへんに関する限り、届出事由が生じた日から起算して五十日間は、第八条第一項の規定を適用しない。

3 第一項の者であつてけしがらを所有するものについては、その者が届出事由が生じた日から起算して五十日以内にそのけしがらをけし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設設置者に譲り渡す場合

に限り、その譲渡については、第七条第二項の規定を適用せず、また、その者のそのけしがらの所持については、同期間内に限り、第八条第五項の規定を適用しない。

4 第二十一条の規定は、前項の者が同項の期間内に同項のけしがらを譲り渡し、又は廃棄する場合について準用する。

(前各項の規定は、けし栽培者が死亡し、又は法人たるけし栽培者が解散した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しく

は合併により設立された法人の代表者について準用する。

第四章 収納及び売渡

(収納)

第二十九条 国は、けし耕作者又は甲種研究栽培者が採取したすべてのあへんを収納する。

(納付期限)

第三十条 厚生大臣は、毎年、けし耕作者又は甲種研究栽培者がその採取したあへんを国に納付すべき期限を定めて、公告する。

(収納価格)

第三十一条 国に納付されるあへんの収納価格は、厚生大臣が大蔵大臣と協議してけし栽培者の生産事情、あへんの輸入価格及びその他の経済事情を考慮して定める。

2 厚生大臣は、毎年九月三十日まで、あへんの収納価格を公告する。

(収納代金)

第三十二条 国は、けし耕作者又は甲種研究栽培者が納付したあへんのモルヒネ含有量を鑑定し、その含有量に応じて、収納代金を支払う。

2 収納代金の額は、収納の年の前年に前条第二項の規定により厚生大臣が公告した収納価格による。

3 第一項の鑑定の方法は、厚生省令で定める。

4 国は、あへんを収納したときは、第一項の鑑定の結果が判明する前に、政令の定めるところにより、収納代金の一部を支払うことができる。

(災害補償)

第三十三条 国は、けし耕作者の栽培したけしが、発芽後あへん採

取前に風害、水害、雨害、震害、ひょう害、冷害、雪害、凍害、干害、病害その他の災害にかかり、その年度に採取したあへんの収納代金の額が、政令の定めるところにより算定するその者の平年度収納代金の額の十分の七に達しないときは、その平年度収納代金の額の十分の七とその年度の収納代金の額との差額の二分の一に相当する金額の範囲内で、補償金を交付することができる。

(売渡)
第三十四条 国は、その所有するあへんを、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に売り渡すものとする。

(売渡価格)
第三十五条 あへんの売渡価格は、政令で定める。

2 売渡価格を定めるに当つては、あへんの輸入、収納、保管及び事務取扱に要する費用並びに第三十三条に規定する災害補償に要する費用の額等を考慮しなければならない。

第五章 管理

(保管)
第三十六条 麻薬製造業者又は麻薬研究者は、その所有し、又は管理するあへんを、かぎをかけた堅固な設備内に収めて保管しなければならない。

2 麻薬製造業者又は麻薬研究者は、その所有し、又は管理するけしがらを、かぎをかけた設備内に収めて保管しなければならない。

(事故の届出)
第三十七条 第二十条の規定は、麻

薬製造業者又は麻薬研究者が所有し、又は管理するあへん又はけしがらにつき事故が生じた場合に準用する。

(けしがらの廃棄)
第三十八条 第二十一条第二項及び第三項の規定は、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者がけしがらを廃棄する場合に準用する。

(帳簿)
第三十九条 麻薬製造業者は、麻薬取締法第三十七条第一項に規定する帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 譲り受け、麻薬の製造のために使用し、又は廃棄したあへんの数量及びその年月日
二 輸入し、輸出し、譲り渡し、譲り受け、麻薬の製造のために使用し、又は廃棄したけしがらの数量及びその年月日
三 けしがらの輸入、輸出、譲渡又は譲受の相手方の氏名又は名称及び住所
四 第三十七条において準用する第二十条の規定により届け出たあへん又はけしがらの数量

2 麻薬研究者は、麻薬取締法第四十条第一項に規定する帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新たに管理に属し、又は管理を離れたあへん又はけしがらの数量及びその年月日
二 研究のために使用したあへん又はけしがらの数量及びその年月日
三 第三十七条において準用する第二十条の規定により届け出た

あへん又はけしがらの数量

(届出)
第四十条 麻薬製造業者は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

一 期初にあへん又はけしがらを所有していたときは、その所有していたあへん又はけしがらの数量
二 その期間中に麻薬の製造のためにあへんを使用したときは、その使用したあへんの数量
三 その期間中にけしがらを譲り渡し、譲り受け、若しくは廃棄し、又は麻薬の製造のためにけしがらを使用したときは、その譲り渡し、譲り受け、若しくは廃棄し、又は使用したけしがらの数量並びにその譲渡又は譲受の相手方の氏名又は名称及び住所

四 期末にあへん又はけしがらを所有していたときは、その所有していたあへん又はけしがらの数量

2 麻薬研究者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 前年の十月十六日にあへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量
二 前年の十月十六日からその年

の十月十五日までの間に新たに管理に属したあへん若しくはけしがらがあるとき、又は同期間内に研究のためにあへん若しくはけしがらを使用したときは、その新たに管理に属し、又は使用したあへん又はけしがらの数量

三 その年の十月十五日にあへん又はけしがらを管理していたときは、その管理していたあへん又はけしがらの数量

(免許が失効した場合等の措置)
第四十一条 麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者は、麻薬製造業者の免許が効力を失い、又は麻薬研究施設が麻薬研究施設でなくなつたとき(麻薬製造業者の免許が効力を失つた場合において、引き続きその者が麻薬製造業者となつたときを除く。)は、十五日以内に、麻薬製造業者にあつては厚生大臣に、麻薬研究施設の設置者にあつては都道府県知事に、現に所有するあへん又はけしがらの数量を届け出なければならない。

2 前項の者であつてあへんを所有するものについては、そのあへんに関する限り、その届出事由が生じた日から起算して五十日間、第八條第一項の規定を適用しない。

3 第一項の者であつてけしがらを所有するものについては、その者が届出事由が生じた日から起算して五十日以内に、そのけしがらをけし栽培者、麻薬製造業者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限る、その譲渡については、第七條第二項の規定を適用せず、

また、その者のそのけしがらの所持については、同期間内に限り、第八條第五項の規定を適用しない。

4 第二十一条の規定は、前項の者が同項の期間内に同項のけしがらを譲り渡し、又は廃棄する場合について準用する。

5 前各項の規定は、麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設の設置者が死亡し、又は法人たるこれらの者が解散した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管理人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者について準用する。

第六章 監督

(許可の取消)
第四十二条 厚生大臣は、けし栽培者が第十三条第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その許可を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、けし栽培者がこの法律の規定若しくはこの法律の規定に基づく命令若しくは厚生大臣の処分違反したとき、又は第十四条第二号若しくは第六号に該当するに至つたときは、その許可を取り消すことができる。

(聴聞)
第四十三条 厚生大臣は、前条の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ当該けし栽培者又はその代理人の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、厚生大臣は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の

一週前までに、当該けし栽培者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聴聞においては、当該けし栽培者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

4 厚生大臣は、当該けし栽培者又はその代理人が正当の理由がなくして出席しないときは、聴聞を行わないで前条の規定による処分を行うことができる。

(報告の徴収等)

第四十四条 厚生大臣は、あへん又はけしがらの取締上必要があると認めるときは、けし栽培者、麻薬製造業者若しくは麻薬研究者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは薬事監視員のうちからあらかじめ指定する業をして、けしの栽培地、あへんの乾そう若しくは保管の場所、けしがらの保管の場所若しくは麻薬の製造所若しくは研究施設に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り、あへん、けしがら若しくはこれらの疑のある物を収去させることができる。

2 都道府県知事は、あへん又はけしがらの取締上必要があると認めるときは、けし栽培者若しくは麻薬研究者から必要な報告を徴し、又は麻薬取締官若しくは薬事監視員のうちからあらかじめ指定する業をして、けしの栽培地、あへんの乾そう若しくは保管の場所、けしがらの保管の場所若しくは麻薬の研究施設に立ち入り、帳簿その

他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り、あへん、けしがら若しくはこれらの疑のある物を収去させることができる。

3 栽培許可証の再交付を申請する者
栽培許可証一通につき百円

4 あへん監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

5 第一項又は第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 都道府県知事はけし栽培者について、第四十二条の処分をするに必要と認めるときは、その旨を厚生大臣に具申しなければならない。

(麻薬取締官及び麻薬取締員のあへん等の護受)

第四十五条 麻薬取締官及び麻薬取締員は、あへん又はけしがらに関する犯罪の捜査にあたり、厚生大臣の許可を受けて、この法律の規定にかかわらず、何人からもあへん又はけしがらを譲り受けることができる。

第七章 雑則

(手数料)

第四十六条 左の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を国庫に納めなければならない。

一 けし栽培の許可を申請する者
申請書一通につき五百円

二 けし栽培の許可の変更を申請する者
申請書一通につき三百円

三 栽培許可証の再交付を申請する者
栽培許可証一通につき百円

(交付金)
第四十七条 国は、政令の定めるところにより、この法律に基き都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県に交付する。

(国庫に帰属したあへん等の処分)
第四十八条 厚生大臣は、法令の規定により国庫に帰属したあへん又はけしがら(この法律の規定により収納したあへんを除く。)について、大臣と協議して必要な処分をすることができる。

(同一人が二以上の資格を有する場合の取扱)
第四十九条 けし栽培者が同時に麻薬製造業者若しくは麻薬研究施設を設置者を兼ねる場合又は麻薬製造業者が同時に麻薬研究施設を設置者を兼ねる場合には、この法律中あへん又はけしがらの譲渡及び譲受に関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。同一人が二以上の麻薬製造業者の免許を有し、又は二以上の麻薬研究施設を設置する場合も、同様とする。

(実施命令)
第五十条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第八章 罰則
第五十一条 第四条、第五条、第六

条、第七条、第八条第一項、第

二項、第四項若しくは第五項又は第九条の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第五十二条 常利の目的で前条の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十萬圓以下の罰金に処する。

第五十三条 常習として第五十一条の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の規定にあたる行為が前条の規定に触れるときは、その行為者を一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び五十萬圓以下の罰金に処する。

第五十四条 前三条の罪に係るあへん又はけしがらで、犯人が所有し、又は所持するものは、没収する。但し、犯人以外の者の所有に係るときは、没収しないことができる。

第五十五条 第八条第三項又は第十

七条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十六条 第五十一条、第五十二

条、第五十三条又は前条の規定にあたる行為が刑法第二編第十四章の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

第五十七条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十条の規定による許可を受けないであへんを廃棄した者

二 第十五条第四項、第十九条第一項又は第三十六條第一項の規定に違反した者

三 第二十条(第三十七条において準用する場合を含む。)、第二十八條第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)

又は第四十一条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)

の規定による届出をした者

四 第三十九条第一項又は第二項の規定に違反して、帳簿に記載をせず、又は虚偽の記載をした者

第五十八条 第二十条(第三十七条において準用する場合を含む。)、第二十八條第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第三十六條第二項又は第四十一条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)

の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十九条 左の各号の一に該当する者は、五萬圓以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項(第二十八條第四項又は第四十一条第四項において準用する場合を含む。)

立入、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第六十条 第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十一条、第五十二条、第五十三条第二項、第五十五条又は第五十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第六十二条 第二十三条第一項若しくは第三項又は第二十七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 麻薬製造業者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者であつて、この法律の施行の際現にあへん又はけしがらを所持しているものについては、この法律の施行の日から起算して五十日間は、第八条第一項及び第五項の規定を適用しない。

3 この法律の施行の際現にあへんを所持している麻薬製造業者又は麻薬研究者については、その現に所持しているあへんに関する限り、第八条第四項の規定を適用しない。

4 この法律の施行の際現にこの法

律による改正前の麻薬取締法第十二条第二項の規定による許可を受けてけしを栽培している者は、第十二条第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

5 前項の者が採取したあへんについては、その収納代金の額は、第三十二条第二項の規定にかかわらず、厚生大臣が大蔵大臣と協議して定めるところによる。

6 第三十五条の規定は、この法律の施行の際現に国が所有しているあへんについては、適用しない。

(麻薬取締法の一部改正)
7 麻薬取締法の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「麻薬原料植物」を「麻薬原料植物(けしを除く。以下同じ。)」に、「又は麻薬を製造し、若しくは使用する」を「麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する」に改め、同条中第二号を第五号とし、以下第十八号までを順次三号づつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二 けし あへん法(昭和二十九年法律第 号)に規定するけしをいう。

三 あへん あへん法に規定するあへんをいう。

四 けしがら あへん法に規定するけしがらを用いる。

第三条第二項第八号中「又は麻薬を製造し、若しくは使用する」を「麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する」に、同条第三項第二号中「若しくは大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)」を「大麻取締法

(昭和二十三年法律第百二十四号)若しくはあへん法」に、同項第四号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。

第十二条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 何人も、あへん末を輸入し、又は輸出してはならない。

第十三条中「麻薬(前条第一項に規定する麻薬を除く。以下この章において同じ。)」を「麻薬(前条第一項及び第二項に規定する麻薬を除く。以下第十九条までにおいて同じ。)」に改める。

第二十条第一項中「麻薬」を「麻薬(第十二条第一項に規定する麻薬を除く。以下この章において同じ。)」に改める。

第二十一条第一項中「麻薬の品名」を「麻薬、あへん又はけしがらの品名」に改める。

第二十七条第三項中「麻薬の中毒者」を「麻薬又はあへんの中毒者」に改める。

第三十七条第二項中「記載」を「記載(麻薬製造業者にあつては、あへん法第三十九条第一項の規定による記載を含む。)」に改める。

第四十条第三項中「記載」を「記載(あへん法第三十九条第二項の規定による記載を含む。)」に改める。

第五十条第一項中「麻薬に中毒している」を「麻薬又はあへんに中毒している」に、「中毒している麻薬」を「麻薬に中毒している場合にあつては当該麻薬に改める」。

第五十四条第五項中「若しくは大麻取締法」を「大麻取締法若しくはあへん法」に、「麻薬中毒」を「麻薬若しくはあへんの中毒」に改める。

第六十二条を次のように改める。
(同一人が二以上の資格を有する場合の取扱)

第六十二条 同一人が二以上の麻薬営業者の免許を有する場合又は麻薬営業者が同時に麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者を兼ねる場合には、この法律中麻薬の譲渡及び譲受に関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなす。同一人が二以上の麻薬診療施設を開設し、若しくは二以上の麻薬研究施設を開設する場合又は麻薬診療施設を開設する者が麻薬研究施設を設置する場合も、同様とする。

第六十五条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第二項若しくは第三項」に改め、同条第三項を削る。

第六十九条但書を削る。

第七十四条中「第六十五条第一項若しくは第二項」を「第六十五条」に改める。

別表中第一号を次のように改め、第二十四号中「含有する物」を含有する物であつて、あへん、けしがら及びけしの種子以外のものに改める。

一 コカ葉

8 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大麻取締法の一部改正)
9 大麻取締法の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「又は大麻」を「大麻又はあへん」に改める。
(医師法の一部改正)

10 医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。

(歯科医師法の一部改正)
11 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。

(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)
12 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。

(歯科衛生士法の一部改正)
13 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。

(獣医師法の一部改正)
14 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。

(毒物及び劇物取締法の一部改正)

15 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号中「若しくは大麻」を「大麻若しくはあへん」に改める。

(出入国管理令の一部改正)

16 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「又は大麻」を「大麻又はあへん」に、同項第六号中「麻薬取締法(昭和二十三年法律第二百二十三号)」を「麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)」に、「若しくは大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)」に定める大麻」を「大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)」に定める大麻若しくはあへん法(昭和二十九年法律第 号)に定めるけし、あへん若しくはけしがら」に改める。

第二十四条第四号中「大麻取締法」の下に「あへん法」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

17 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第四十九号の次に次の一号を加える。

四十九の二 あへんの輸入、輸出、収納及び売渡、あへん末の輸入及び輸出並びにけしの

栽培の許可及び許可の取消を行うこと。

第十一条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 あへんの収納及び売渡を行い、並びにあへんに関する取締を行うこと。

(大蔵省設置法の一部改正)

18 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号及び第七条第十六号中「アルコール」を「アルコール及びあへん」に改める。